

**(案)**

## **第2編 基本計画**

### **第2部 分野別基本政策**

令和元年8月27日

四日市市政策推進部政策推進課



## 四日市市総合計画(2020～2029) 分野別基本政策 体系(案)

分野	基本的政策
①子育て・教育	1. 子どもと子育てにやさしいまちに向けた環境整備
	2. 夢と志を持ったよっかいちの子どもの育成
②文化・スポーツ・観光	3. 文化・芸術の振興
	4. スポーツを通じた活気あるまちづくりの推進
	5. 交流を生み出す新たな四日市流都市型観光
③産業・港湾	6. 新産業の創出と既存産業の活性化
	7. 農林水産業の活性化
	8. 産業と市民生活を支える港づくり
④交通・にぎわい	9. 次世代モビリティ・システムの構築を通じた新たなネットワークづくり
	10. にぎわいの創出と買い物拠点の再生
⑤環境・景観	11. 豊かな環境の保全と継承
	12. ひと・まち・みずが共生する都市基盤づくり
	13. 緑豊かな住空間の形成
⑥防災・消防	14. 地域の防災力を高めるまちづくり
	15. 市民を守る消防救急体制の確立
⑦生活・居住	16. 暮らしの空間の高質化
	17. 地域の力を結集し安心を築く防犯の取組
	18. 多様な主体の協働による持続可能なまちづくり
	19. ダイバーシティ社会の実現
	20. 高齢化社会に対応した生活環境の確保
⑧健康・福祉・医療	21. 誰もがいつまでも健康で暮らせるまちの実現
	22. 住み慣れた場所で自分らしく暮らせる環境づくり
	23. 質の高い医療を安定的に提供する体制整備
都市経営の土台・共通課題	24. 多様な人権を尊重するまちづくり
	25. 公共施設の効率的マネジメント
	26. 効果的なシティプロモーション
	27. スマート自治体の実現



(案)

## 基本計画（分野別基本政策）

### 政策１ 子育て・教育

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 1</p> <p>子どもと子育てにやさしい まちに向けた環境整備</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 就学前教育・保育の充実</li><li>(2) 放課後等における子どもの居場所づくり</li><li>(3) 子育て家庭への支援強化</li><li>(4) 支援の必要な子どもへのきめ細かな支援</li><li>(5) 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備</li><li>(6) 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備</li><li>(7) 子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援情報の提供</li></ol>
<p>基本的政策 2</p> <p>夢と志を持ったよっかいち の子ども育成</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 「新教育プログラム」の展開による学力・体力の向上</li><li>(2) 「チーム学校」として推進する教育支援</li><li>(3) より良い学習環境の整備</li></ol>

## 【基本的政策】子どもと子育てにやさしいまちに向けた環境整備

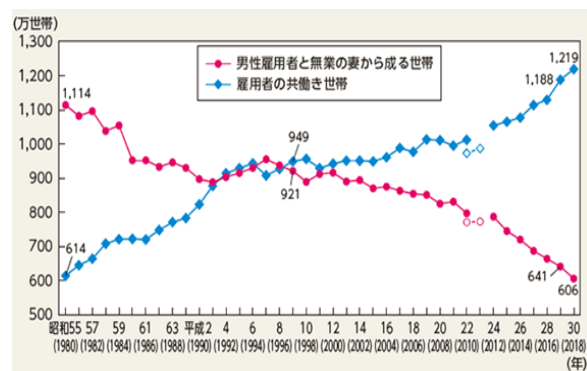
## 1 目指す姿

- (1) 妊娠から出産、産後、子育てまで、子ども一人ひとりの成長に応じた支援が充実し、安心して子どもを産み育てられる環境が整っている。
- (2) 家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つ環境が整っている。
- (3) 共働き世帯が増加する中、家庭、地域、事業者、行政等が連携し、社会が一体となって子育てと仕事を両立できる社会を構築している。

## 2 現状と課題

(1) 社会環境の変化に伴う就学前教育・保育の充実や子どもの居場所づくり

幼児教育・保育の無償化やさらなる共働き世帯の増加を見据え、保育園や幼稚園、こども園等の就学前教育・保育の提供体制の整備と質の向上が求められるほか、学童保育所をはじめとした放課後等の子どもたちの居場所づくりを、さらに推進していく必要があります。



(内閣府「男女共同参画白書」(令和元年度)より)

(2) 子育てに対する身体的・精神的・経済的負担、不安の軽減

核家族化の進展等に伴い、子育てにかかる負担や不安、悩みを相談できる人が身近におらず一人で抱える保護者も多いことから、気軽に相談できる体制整備や、経済的支援など、子どもを持つことへのさまざまな身体的・精神的・経済的負担や不安を軽減できる取組が求められています

特に、年々増加、複雑化する児童虐待の防止や、発達支援や医療的ケアが必要な子どもたちへの支援の強化が重要です。

(3) 子どもを取り巻く環境の変化

子どもたちを取り巻く家庭・社会の環境が変化する中で、基本的な生活習慣の定着やネット利用に伴うトラブル防止に取り組むとともに、多くの体験や交流の機会を通して、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境を整えることが必要です。

(4) 仕事を持つ人が安心して子どもを産み育てられる環境の整備

仕事を持つ人が子育てをしながら、社会において自らの知識やスキルを発揮することのできる環境を社会全体で創り上げていく必要があります。

### 3 展開する施策

#### (1) 就学前教育・保育の充実

- ① 働く女性の増加や幼児教育・保育の無償化の影響、今後の人口動態等を見据えたうえで保育園・幼稚園・こども園における適正な受け入れ枠を確保します。  
(重点 P21)
- ② 公立幼稚園に関して、今後も園児数の減少が見込まれることから、教育認定家庭への公的役割の保障はこども園で確保していきます。また、こども園においては、特別な支援を要する教育認定の3歳児の受け入れの検討を進めます。
- ③ 就学前教育・保育は小学校教育への「学び」につなげるための大切な時期でもあることから、家庭環境等に関わらず全ての子どもが就園できるよう取り組むとともに、保育の質の向上と人材の確保に取り組みます。(重点 P14)
- ④ 家庭環境や保護者の働き方が多様化しているなか、子育て家庭の利用状況に応じた病児保育室や一時保育、休日保育など多様な保育サービスの充実を図ります。  
(重点 P21)

#### (2) 放課後等における子どもの居場所づくり

- ① 子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校の校舎や敷地の積極的な利活用を図るとともに、学童保育の受入れ枠拡大への支援に取り組めます。
- ② 学童保育所利用者の増加に伴い、運営に携わる地域や保護者の負担が大きく、課題も多岐にわたっていることから、巡回訪問を実施し、負担や課題の解消に向けた支援体制の充実を図るとともに、研修体制の充実などによる保育の質の向上、指導員の処遇改善や教育・保育経験者の発掘など人材確保への支援に取り組めます。(重点 P21)
- ③ 子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図るため、全市的な施設であるこども子育て交流プラザといった子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設の拡充も視野に入れた検討を行います。(重点 P15)

#### (3) 子育て家庭への支援強化

- ① 学校や保育園、幼稚園、こども園、地域団体等における身近な相談窓口のほか、親子で気軽に交流・相談できる子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等における相談体制を充実します。
- ② 妊娠中や子育て中の人々が気軽に集い、育児の不安や喜びを互いに共有できるサロンの設置や、多胎児家庭への支援などを行い、子育ての孤立化や不安の解消を図ります。
- ③ 子どもを安心して産み、育てられるよう、子どもの医療費や教育費など子育て世帯の経済的負担の軽減に向けた取組を展開します。(重点 P16)
- ④ 妊産婦が安心して妊娠、出産を迎えられるよう、また乳幼児の発育支援と健康の保持増進のため、妊産婦や乳幼児の健康診査事業の充実を図ります。



母子健康手帳の交付

#### (4) 支援の必要な子どもへのきめ細かな支援

- ① 子どもの発達支援について、相談支援の充実や関係機関と連携した支援を早期から行うとともに、放課後等デイサービス事業などの利用につなぎ、生活能力の向上や社会との交流の促進を図るなど、途切れのない支援を行います。また、児童発達支援センターあけぼの学園においては、専門的な発達支援が必要な子どもや保護者への支援に取り組みます。また、医療的ケアの必要な子どもについて、関係機関が連携し、障害の有無に関わらず、全ての子どもがともに成長できるよう取組を進めます。
- ② 児童虐待への対応として、家庭児童相談室に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、専門職を含む人員体制の強化に努め、在宅支援を中心とした、より専門的な相談への対応や、調査・訪問等による継続的な支援の充実を図ります。(重点 P17) 中核市移行後の児童相談所の設置については、効果と経費や人的課題といった総合的な視点からの検討を進めます。
- ③ ひとり親家庭等への日常生活支援などに取り組みながら、支援を要する緊急度の高い子どもに対して適切な支援が行われるよう、部局間の情報共有を図るとともに、速やかに関係機関につなげます。

#### (5) 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備

- ① 子どもの非行を未然に防止し、有害な環境や情報、犯罪から子どもを守るため、保護者や学校、関係機関、地域と連携しながら地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。また、インターネット等の安全安心な利用の啓発や子どもの生活リズムの向上に取り組みます。
- ② 豊かな人間性を身につけた子どもの育成に向けて、幼少期から質の高い芸術・文化に触れられる機会を提供するなど、さまざまな体験・交流活動を推進します。(重点 P11)

#### (6) 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 (重点 P22)


- ① 子育て世代が男女を問わず、家庭と仕事の両立ができるよう、市内の事業者に対し、男性の育児休暇取得の推進や業務効率化による定時退社、産休・育休取得者の職場復帰支援等の先導的な取組への働きかけを行っていきます。また、従業員の子育てにかかる負担感を軽減できるようなハード整備への支援を行います。

#### (7) 子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援情報の提供

- ① 安心して出産・子育てをしていただけるよう、子育て世帯向けの住宅施策や、公園等の身近な遊び場、公共交通機関等におけるバリアフリーの状況、市立図書館や博物館等における子育て支援施策など、さまざまな子育て支援や、地域や事業者等と一体となって子育て世代を応援する取組などの情報を提供します。

<p>市民・事業者等が取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会全体で子どもを育てる視点から、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる活動に取り組みます。</li> <li>・児童虐待の早期発見に向け、虐待防止に関する意識を高めます。</li> <li>・子育て家庭が交流できる機会をつくるなど、子育て中の人の不安や悩みを和らげるとともに、地域の子育てへの理解を深める活動に取り組みます。</li> <li>・事業者は、従業員が家庭で子どものかかわりを深められるよう配慮するとともに、子育て中の人働きやすい職場環境の整備に努めます。</li> </ul>
--------------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
<p>「子ども一人ひとりの成長に応じた支援が充実している」の満足度 (子育て世代の平均評価)</p>	<p>子育てをたのしんでいる人を増やす。</p>	<p>—</p>	<p>5段階評価で 3.5以上</p> 

## 【基本的政策】夢と志を持ったよっかいちの子どもの育成

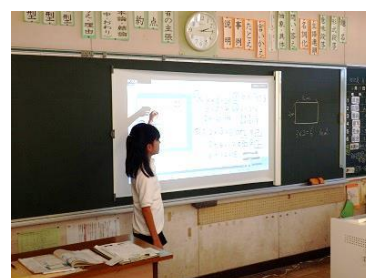
### 1 目指す姿

- (1) これからの社会は、多様で変化が激しく一層複雑化し、解決の道筋が明らかでない問題が多く存在する。そのような社会で、子どもが自らの人生を拓き、生き抜く力を身に付け、さらには他者と協働している。

### 2 現状と課題

#### (1) 複雑化する社会に対する教育のあり方

AI や IoT の普及、人口減少や超高齢化、グローバル化等により複雑化・多様化していく社会において、子どもが自らの人生を拓き、自分らしく生き抜いていくことができるよう、基盤となる学力・体力が身につく教育環境づくりを進める必要があります。



ICT を活用した授業〔算数〕

#### (2) 学校不適應や不登校等への対応

いじめ、不登校、発達障害、家庭環境等の子どもを取り巻く多様な問題が複合している中、全ての子どもへ学びの場が保障されるために、早期に専門的なスタッフによる対応等が必要となっています。



ICT を活用した授業〔体育〕

#### (3) 学習環境の老朽化や教育の ICT 化等への対応

小中学校施設の多くが今後一斉に更新時期を迎えることになるとともに、全体的に設備の劣化も進んでいるため、維持管理の転換を図る必要があります。また、先端技術・教育ビッグデータの効果的な活用と ICT 環境の整備が進むことへの適切な対応が求められます。

### 3 展開する施策

#### (1) 「新教育プログラム」の展開による学力・体力の向上 (重点 P9)

- ① 読解力育成、論理的思考力育成、英語コミュニケーション力育成、体力向上、キャリア教育、**四日市ならではの学習** (重点 P18) の 6 つの柱で構成する新教育プログラムを展開することで、就学前から小学校、中学校へと一貫した考え方で子どもたちの学力・体力向上に取り組みます。
- ② 小中学校 9 年間の一体的な指導体制を整え、学びの一体化を推進し、中学校卒業時の子どもの進路保障、社会的自立につなげます。
- ③ 新教育プログラムの効果を最大限に高めるため、教職員の業務を精査し、本市の公



派遣英語指導員と担任による英語授業

立学校における働き方改革取組方針に基づき、学校業務アシスタントや校務支援システムの拡充等により教職員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保に取り組めます。

- ④ 中核市移行にあたっては、公立小中学校の教職員の研修にかかる事務が移譲されることから、すでに市で実施している研修も含め、一体的・効率的に研修を実施でき、本市に即した研修内容を盛り込むことも可能になります。新教育プログラムを円滑に実施できるよう研修の充実を図ることはもとより、移行後の研修体系も研究しながら、中核市移行を見据えた準備を進めます。

## (2) 「チーム学校」として推進する教育支援 (重点 P13)

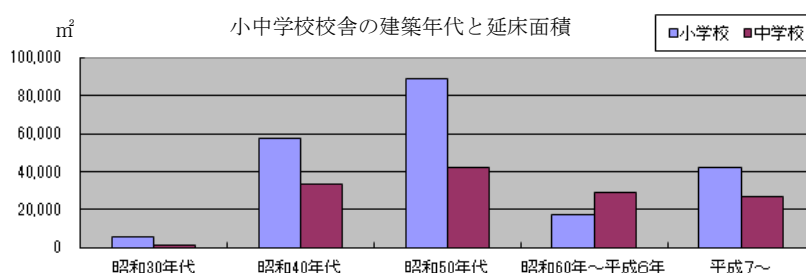
- ① 福祉面の支援としてのスクールソーシャルワーカー (SSW)、心理面の支援としてのスクールカウンセラー (SC)、法的な側面の支援としてのスクールロイヤー (SL) といった専門職における支援を結集し、連携して課題解決にあたり、子どもや家庭への支援を推進します。特に、本人のみならず家庭に向けた福祉面での支援調整を行うためには、SSW の人材確保・育成が重要であり、その配置についても、早期かつ継続的な対応を実現するため、従来の派遣型から拠点巡回型への転換を図ります。
- ② 不登校対策については、改修整備及びセラピストの配置等体制の充実が図られた「登校サポートセンター」を核とした取組を進めます。センターへの継続的な通級につながらない子どもへのアウトリーチ (家庭訪問等) を拡充するとともに、センターへの相談に至る前の対策として、各中学校における「不登校対応教員」の配置といった不登校対策に取り組めます。
- ③ 障害等があっても、合理的配慮のもとでともに学ぶというインクルーシブ教育の推進に向け、通級指導教室やサポートルームの拡充に加え、特別支援教育支援員や介助員の適切な配置を行うとともに、医療的ケアを受けながら学校生活を送る子どもへの医療的ケアサポーターの配置、さらにはサポーターへの専門的な支援等による実施体制の整備に取り組めます。



登校サポートセンター

## (3) より良い学習環境の整備




- ① 小中学校施設の老朽化対策について、学校施設の長寿命化計画に基づき、事後保全型から予防保全型への計画的な維持管理に取り組めます。
- ② 空調設備について、未整備である室や更新時期を迎えている室への対応について計画的に環境改善に取り組めます。
- ③ エレベーター整備について、小学校における整備について検討を進めるとともに、中学校給食受入に伴い、中学校における整備に取り組めます。



- ④ ICT 活用による学習環境の整備について、タブレット端末や大型提示装置の配備に取り組めます。また、ICT 支援員を配置し、機器の利点や特徴を生かした効果的な活用を図ります。(重点 P10)
- ⑤ 中学校給食センターの整備について、農業センター敷地内への中学校給食センターの整備を進め、給食を「生きた教材」として活用し、食育と地産地消を推進します。(重点 P53)

市民・事業者等が取り組んでいくこと	コミュニティスクールや企業との連携授業をはじめ、地域人材・地域資源として、地域とともにある学校づくりや学校教育活動に協力します。
-------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
全国学力・学習状況調査 正答率	全国学力・学習状況調査の各教科平均正答率の平均値(全国平均を100としたときの全科目の市平均値)	小6 99.5 中3 100.5 (令和元年中)	小6 102 中3 103 
全国体力・運動能力調査 合計得点	全国体力・運動能力調査の体力合計得点(8種目)の平均値(全国平均を100としたときの全種目の市平均値)	小5男 100.6 小5女 99.1 中2男 100.9 中2女 101.8 (平成30年中)	小5 102 中2 103 
「学校に行くのは楽しい と思いますか」に関する 肯定的回答の割合	全国学力・学習状況調査の肯定的回答の割合(%)	小6 85.0 中3 84.0 (令和元年中)	小6 90 中3 90 

# 「四日市市新教育プログラム」

## 〈策定の趣旨〉

- ・学校教育活動におけるこれまでの取組をさらに深めるとともに、**新学習指導要領への対応や Society5.0** と称されるこれまでにない社会の到来などの新たな課題に向けて、**言語能力、情報活用能力、問題解決能力**といった必要な能力を身につけるために、四日市市独自の新たな教育プログラムを策定する。

## 〈策定のねらい〉

- ・就学前～小学校～中学校の期間において、目指すべき子どもたちの姿を、それらのテーマ(柱)別に整理し、6つのプログラムとして系統的に組み立てることによって、教育的効果を高める。
- ⇒ 就学前・小学校・中学校の各教育現場において**教職員が共有**して指導にあたることで、**各段階における学び**を明確に位置付け、**一貫性・連続性**を意識することで**学びの一体化**を実現する。

## 〈6つの柱の構成〉

柱	プログラム	目的
1	読む・話す・伝えるプログラム 読解力	読解力向上について重点的に指導するとともに、読む・話す・書くといった活動を通して、学校教育活動全体で言語活動の充実を図る。それにより、「文章を正確に理解し、適切に表現する資質・能力」を育成する。
2	論理的な思考で道筋くっきりプログラム 論理的思考力	本市の強みである算数・数学の力をさらに伸ばすとともに、情報活用能力の育成を図る。加えて、プログラミング体験等を通してプログラミング的思考を育むなど、これからの時代に求められる論理的思考力を育成する。
3	英語でコミュニケーション IN 四日市！プログラム 英語によるコミュニケーション能力	就学前から英語に出会い、聞く・読む・話す・書くの4技能を統合した言語活動により、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成し、英語で四日市を語ることのできる子どもたちを育てる。
4	運動大好き！ 走・跳・投UP プログラム 体力・運動能力	体育授業・運動遊び等で十分な運動量を確保し、体力・運動能力を向上させる。生涯にわたって健康を保持し、豊かなスポーツライフの実現を目的とした運動に親しむ資質・能力を育成する。
5	夢と志！ よっかいち・輝く自分づくりプログラム キャリア形成	体系的なキャリア教育の取組を通して、子どもたちが自身の夢や志を実現に向けて「学び続ける」ために、「何のために学ぶのか」という目的意識や、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な学習意欲を持つとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する。
6	四日市ならではの地域資源活用プログラム 地域への愛着	四日市の歴史・文化・自然を活用した教育や、高度なものづくり産業と連携した教育、身近な素材から出発した社会参加につながる環境教育を通して、ふるさとに対する誇りと愛着を育むとともに、四日市を語るができる「心豊かな“よっかいち人”」を育成する。



(案)

## 基本計画（分野別基本政策）

### 政策2 文化・スポーツ・観光

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策3</p> <p>文化・芸術の振興</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 文化芸術を担うひとづくり</li><li>(2) 市民の文化活動の環境づくり</li><li>(3) 誇りの醸成とまちの魅力向上</li><li>(4) 文化事業による魅力発信と市民の文化力向上</li></ul>
<p>基本的政策4</p> <p>スポーツを通じた活気あるまちづくりの推進</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進</li><li>(2) 子どもの体力・競技力の向上</li><li>(3) 大規模スポーツイベント等の誘致</li><li>(4) スポーツイベントによる地域活性化</li><li>(5) 安全で快適なスポーツ施設の整備</li></ul>
<p>基本的政策5</p> <p>交流を生み出す新たな四日市流都市型観光</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 誘客につなげる多様な資源の活用</li><li>(2) 「来てもらう」きっかけとなる情報発信とおもてなしの充実</li></ul>

## 【基本的政策】文化・芸術の振興

### 1 目指す姿

- (1) 未就園・未就学のときから文化芸術に触れる機会があり、次世代の文化芸術の担い手が育つ環境が整っている。
- (2) 市民誰もがライフステージに応じた文化活動に取り組んでおり、文化施設も活発に利用されている。
- (3) 地域の伝統的な文化遺産が適切に保存継承されている。
- (4) 本市の文化の魅力を市内外に十分に発信することで都市のイメージが向上し、市民が誇りに思っている。

### 2 現状と課題

#### (1) 文化芸術に関する活動者や鑑賞者の減少

近年、文化会館の利用者数、施設区分利用率<sup>※</sup>ともに減少を続けています。

趣味嗜好の多様性や活動形態の多様化とあわせて、文化芸術活動者の高齢化も原因のひとつと考えられることから、文化を継承していく担い手の育成が求められています。

	2015年度	2016年度	2017年度
利用者数 (人)	452, 112	444, 432	396, 654
施設区分利用率 (%)	62.8	60.7	57.5

※1日を午前・午後・夜間の3区分にした場合の利用率

文化会館の利用者数・施設利用区分率(過去3年度)

#### (2) 文化施設の維持更新と文化活動の発表を行いやすい場の不足

本格的なホールを備える文化会館は昭和57年に開館して以来、本市の文化の拠点施設として広く市民に親しまれています。施設の長寿命化を図るとともに、市民が誇りを持てる文化施設として、持続可能な市民サービスの提供を目指し、計画的な設備の更新等に取り組む必要があります。

一方、市民が文化活動を行う場としては、三浜文化会館の開館などにより練習を行うための施設では一定の充足が見られますが、発表活動を行うために利用しやすい規模の施設が不足しています。

#### (3) 伝統文化の保存継承

本市には地域で大切に守り継がれている獅子舞や鯨船行事などの無形の民俗文化財や建造物や仏像などの有形文化財が多数あります。しかし、無形文化財では多くの地域で、担い手不足による保存継承が危惧されています。四日市の誇りとして魅力を発信するとともに、次世代へ引き継いでいくための担い手育成などの支援が必要となっています。

#### (4) 文化の魅力を発信する事業の実施

伝統的な文化行事をはじめとする市内のさまざまな芸能が一堂に会する「郷土が誇る芸能大会」、家族と絆をテーマに全国公募で開催する「全国ファミリー音楽コン

クール」、中心市街地の10数か所を会場に音楽があふれる「四日市ジャズフェスティバル」は、いずれも平成24年に初開催して以来、継続して実施している文化事業です。

こうした取組により、都市イメージの向上と四日市の名を全国に知らしめるシティプロモーションと市民への文化の効用をより充実させる必要があります。

### 3 展開する施策

#### (1) 文化芸術を担うひとづくり

- ① 子どもが未就園・未就学のときから文化に親しむきっかけとなる機会を提供することにより、次世代の文化芸術の担い手を育むとともに、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力のある子どもの育成にもつなげます。(重点 P11)



音楽家による学校訪問事業の様子

- ② 市民の多様な文化活動をより一層推進するために、きめ細かな相談対応や事業の調整、人材のマッチングなどを担う人材を育成するとともに、多様な人が文化に興味を持ち、参画できるような仕組みを構築します。

#### (2) 市民の文化活動の環境づくり

- ① 将来にわたって誰もが快適に、かつ安全安心に利用できる施設として、設備更新をはじめ、アセットマネジメントの考え方に基づく計画的な修繕・更新により、施設・設備の長寿命化を図ります。
- ② 市民の多様で活発な文化活動を促し、文化を創造する環境づくりを推進するため、音楽や演劇、舞踊等の舞台公演に必要な音響等の舞台装置を備えた市民グループが利用しやすい規模のホールを整備します。

小規模文化ホールの例



#### (3) 誇りの醸成とまちの魅力向上



- ① 市内の有形無形の文化財を調査・整理し、市指定文化財「旧四日市市役所四郷出張所（四郷村役場）」のような核となる文化財を周辺の地域資源と関連づけて保存・活用していくために、文化財保存活用地域計画を策定し、地域の活性化につなげていきます。
- ② 地域の文化遺産を将来にわたって地域で継承できるよう、保存継承団体のネットワークづくりによるノウハウや人材育成手法などを共有することで、保存会単体でなく力を集めた継承に取り組み、豊かなまちづくりと地域への愛着や誇りの醸成を図ります。
- ③ 地域の文化遺産を観光資源としての活用にもつなげられるよう、将来にわたり適切に保存継承していく構想について調査検討を行います。

#### (4) 文化事業による魅力発信と市民の文化力向上

- ① 全国公募の音楽イベントや地域の多様な芸能など市民の文化力に光をあてたイベントの開催により、市民が文化に親しむ場を提供するとともに、本市の文化の魅力を市内外に発信し、シティプロモーションにつなげます。
- ② これまでに築いた音楽家とのネットワークを活用し、スキルアップを支援する事業等を充実させ、市民の文化力の向上を図ります。

市民・事業者等が 取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・芸術を享受する権利を大切にします。</li> <li>・文化の担い手として自主・自発的、多様で創造的な文化活動を行い、分野や世代を越えた交流を行います。</li> <li>・市民と市とが互いの役割を理解し合って文化を振興し、まちの魅力向上を目指します。</li> </ul>
-----------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
三浜文化会館における文化を担う人材の育成・支援に関する事業数	文化芸術活動者の増加を図るため、三浜文化会館における文化を担う人材の育成・支援に関する事業を実施する。	1回 (平成30年中)	年間6回 
文化事業の後援件数	発表の場の整備により、市民の文化活動の成果を発表する事業が増加し、市の後援件数も増加する。	123件 (平成30年中)	年間150件 



## 【基本的政策】 スポーツを通じた活気あるまちづくりの推進

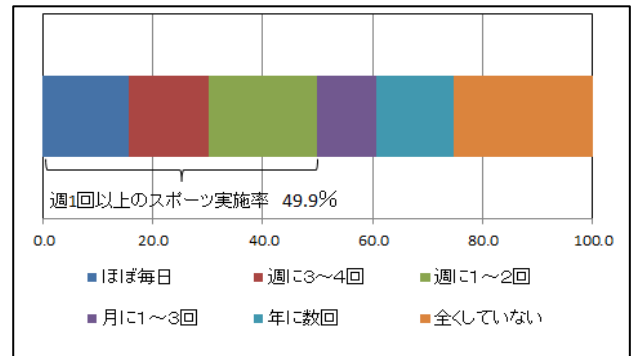
### 1 目指す姿

- (1) 運動・スポーツを「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」、「する、観る、支える」ことができ、体力づくり、健康づくり、仲間づくりや生きがいくりに取り組み、活力ある生活が実現できている。
- (2) プロスポーツイベントや全国大会等、市内で様々な大規模スポーツイベントが開催され、市外から多くの参加者、観戦者が本市を訪れ、まちに活気や豊かさが生まれている。

### 2 現状と課題

#### (1) スポーツニーズの多様化

近年、健康の維持増進への関心の高まり、余暇時間の過ごし方の多様化、高齢化の進展等による生涯スポーツの重要性が高まっており、多様化するスポーツニーズに対応した支援や環境整備を推進していく必要があります。



#### (2) 子どもの運動・スポーツ実施の二極化

心身の成長に重要である運動・スポーツですが、運動する場やきっかけが不足しており、する子どもとしない子どもの二極化が見られます。家族・地域・学校が一体となって、子どもの頃から運動・スポーツに取り組む工夫と環境づくりが求められます。

#### (3) プロスポーツ等トップアスリートに触れる機会の不足

運動・スポーツをしない市民のスポーツへの興味や関心を高めるため、トップアスリートによる魅力的で高度なプレーを目の前で観戦できるプロスポーツ等の機会の確保が求められます。

#### (4) スポーツ機運の高まりや新施設への対応

東京オリンピックカナダ体操チーム事前キャンプや三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催によるスポーツ機運の高まりや新施設を効果的にスポーツ振興につなげていくことが求められます。

#### (5) スポーツ活動環境の確保

市内スポーツ施設の多くは、築後約40年が経過し老朽化が進んでいます。スポーツの実施率向上のために安全に活動できる場としての整備、機能強化等を計画的に行う必要があります。また、地域スポーツの拠点である学校の運動施設は、利用可

能な時間が限られている等様々な状況があり、より効率的な活用が求められます。

### 3 展開する施策

#### (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ① 年齢、性別や障害の有無等に関わらず、市民の誰もが、運動・スポーツに親しみを  
持てる場を提供するため、市民スポーツフェスタや各種スポーツ教室等を開催する  
とともに、総合型地域スポーツクラブの活動への支援拡充、ニュースポーツの普及  
促進に取り組みます。
- ② スポーツ実施率の向上及び心身の健康増進を推進するため、民間事業者を含む関係  
機関と連携し体組成計測、体力測定やトレーナー等による運動・スポーツの相談等  
ができる体力測定会の定期的な開催に取り組みます。(重点 P52)

#### (2) 子どもの体力・競技力の向上

- ① 子どもの体力向上には、幼児期から体を動かした遊びに取  
り組む習慣を身に付けることが重要であるため、幼児教  
育・学校教育と連携して、運動・スポーツの楽しさや喜び  
を知ってもらう取組を推進します。(重点 P12)
- ② 自分に適したスポーツ種目を判定するスポーツ能力測定会  
等の実施とともに、親子や保護者が参加する取組を推進し  
ます。
- ③ 競技力の向上を図るため、指導者の養成及び指導力の強化、  
スポーツ団体の育成指導、全国大会等の出場者に対する支  
援に取り組みます。



スポーツ能力測定会

#### (3) 大規模スポーツイベント等の誘致

- ① 多くの市民がトップレベルのプレーを観る機会として、積  
極的に大規模スポーツイベントの誘致に取り組みます。さら  
に誘致を推進するため、プロスポーツイベント、スポー  
ツ合宿等スポーツイベント対象の支援制度の新設や誘致  
にあたっての環境整備に取り組みます。
- ② プロスポーツ興行を前提とした施設や広域的な施設の整  
備について、関係機関に働きかけ、誘致に努めます。



四日市市総合体育館

#### (4) スポーツイベントによる地域活性化

- ① 新施設や東京オリンピックカナダ体操チーム事前キャンプ、三重とこわか国体・三  
重とこわか大会の開催によるスポーツ機運の高まり、ボランティアの養成といった  
レガシー（遺産）を、更なるスポーツ推進により次世代へ継承できるよう取り組み  
ます。
- ② ハーフマラソン等県外からの参加者も期待できるスポーツイベントの開催につい  
て、本市のまちの魅力の発信、地域活性化による経済効果、スポーツ参画人口の拡  
大等につながるよう関係機関と連携し取り組みます。(重点 P59)



- ③ 本市に対する誇りや愛着を醸成し、スポーツ文化の定着、スポーツを通じた地域振興や情報発信による元気なまちづくりを目指すため、広く市内外での活躍が期待できる市内のスポーツ団体との間で連携協定の締結に取り組みます。

#### (5) 安全で快適なスポーツ施設の整備

- ① 三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向け、円滑な運営に資するよう、本市開催競技会場を着実に整備します。
- ② 既存の野球場、テニスコート、四日市ドーム及び温水プール等の大規模改修を実施するとともに、アセットマネジメントの考え方に基づく既存施設改修時には、バリアフリー化やLED照明化を推進し、利活用促進や長寿命化を図り、施設の安全・安心、快適性の向上に取り組みます。
- ③ 平日の昼間に活動することが難しいため、スポーツ実施率の低い社会人等の利用促進を図るため、地域の運動・スポーツの拠点である学校の運動施設への夜間照明設備の整備に取り組みます。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健康を意識し、「する、観る、支える」スポーツに自主的に取り組みます。</li> <li>・活力向上のため、ハーフマラソン、国体等のボランティアとして、大会運営に参画、協力します。</li> </ul>
-------------------	---

## 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率	運動・スポーツの習慣化事業に取り組むことにより、運動・スポーツ実施率を向上させる。	49.9% (平成28年)	65% 
スポーツ施設利用者数	スポーツ施設の整備や大規模スポーツイベント等の誘致を図り、施設利用者数を増加させる。	1,140,951人 (平成30年)	1,300,000人 



**【基本的政策】 交流を生み出す新たな四日市流都市型観光****1 目指す姿**

- (1) 本市「ならでは」の観光資源や市民・事業者・行政によるおもてなしにより、多くの人を訪れるまちとなっている。

**2 現状と課題****(1) 立地優位性と多様な地域資源の活用**

本市は、臨海部の工業集積、中心部をはじめとする市街地、計画的に保全されてきた豊かな自然環境と都市・産業基盤など、多くの資源に恵まれており、また、交通の要衝としての立地優位性や歴史・伝統に培われた地域資源があります。

一方で、保養、遊覧を目的とした旅行者等で常時人が集ういわゆる“観光地”としての地域特性が弱く、「三重県・名古屋都市圏・首都圏在住者による都市に対するイメージ調査」(平成29年実施)においても、首都圏の約8割、名古屋都市圏の約4割の人が本市を訪問したことがないという結果が出ています。

**(2) 「来てもらう」きっかけづくり**

近年、外国客船の訪日クルーズが増えるとともに、中部国際空港のLCC(格安航空会社)向け新ターミナルのオープンにより、国内外からの中部圏を訪れる来訪者が、今後ますます増加する傾向にあります。さらに、2027年にリニア中央新幹線が開通し、東京-名古屋間が約40分で結ばれることで、首都圏から中部圏への交通利便性が飛躍的に高まり、ビジネスによる来訪頻度や観光客の増加に期待が高まります。

このような潜在的来訪者に対して、本市の情報や魅力の効果的な発信、市民・事業者等のおもてなし意識の醸成を図ることで、来訪者を増やし、新たな交流を生み出す仕組みを創り出す必要があります。



コンビナート夜景



ボランティアによる外国客船のおもてなし

### 3 展開する施策

#### (1) 誘客につながる多様な資源の活用 (重点 P62・63)


- ① 今の四日市を創り上げる礎となった港や定期市、やきもの産地やユネスコ無形文化遺産登録された伝統行事など本市ならではの歴史・文化資源の活用に加え、地域に眠る資源の掘り起こしや磨き上げなど、新たな都市型観光の創造に向けた取組を、官民一体となって進めます。また、ICT など最先端の技術を活用したイベント・競技の開催や情報発信など、若者が楽しさや新しさを体験できるまちを目指します。
- ② ビジネスなどで本市を訪れる来訪者に対して、「夜も楽しめるまち」として飲食に加えて、コンビナート夜景などの体験型コンテンツを充実させていきます。また、高速道路や鉄道といった交通利便性の強みを生かし、来訪者が周辺地域へ出向く際の出発地、あるいは中継地、もしくは周辺地域に出向いた後の目的地として、いずれの場合にも本市に滞在してもらえるような仕組みづくりや環境整備に取り組みます。
- ③ ビジネスやスポーツなどで本市を訪れる人に向けて、伝統と技術が受け継がれてきた地場産品や豊かな風土の中で育まれてきた特産品など、地域ブランドを用いた新たな四日市土産を生み出す仕組みづくりを行います。また、この四日市土産を中心市街地や高速道路 SA・PA 等において販売できる仕組みを構築します。
- ④ 海・山・川など自然に恵まれた環境を生かし、若者世代やファミリー層などが仲間で気軽に集い、快適な屋外レジャー活動を楽しめるよう、ニーズの把握や既存施設の機能向上など、誘客につながるための手法について検討します。

#### (2) 「来てもらう」きっかけとなる情報発信とおもてなしの充実

- ① 本市への誘客を促すため、旅行会社や交通・輸送事業者などと連携した観光キャンペーンを展開します。さらに、フィルムコミッションを通じた広報活動や、テレビ・ラジオをはじめ様々なメディアを活用した取組など、幅広い情報発信を行います。
- ② 市民、事業者等、NPO など多様な主体が参画・連携し、おもてなし意識の醸成に資する取組を行うとともに、観光ガイドやボランティアなどの人材発掘を行います。あわせて、国内外からの来訪客を円滑に案内できるよう、情報の一元化・多言語化や案内サインの図記号化、公衆無線 LAN の整備によるインターネット環境の利便性向上など、受入基盤の充実を図ります。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や文化、自然、食べ物など、四日市が持つ地域資源を、それぞれの主体が様々な手段で情報発信します。</li> <li>・市民一人ひとりが、おもてなしの担い手として、来訪者にまた来たいと思ってもらえるよう接します。</li> </ul>
-------------------	---

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
年間入込客数	本市観光・レジャー施設等のほか、イベント等による年間の来訪客数	805,511 人 (平成 30 年)	1,000,000 人 



(案)

# 基本計画（分野別基本政策）

## 政策3 産業・港湾

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策6</p> <p>新産業の創出と 既存産業の活性化</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 企業・事業誘致、投資促進</li><li>(2) AI、IoT等の新技術の導入、人材の育成</li><li>(3) 中小企業・地場産業の振興</li><li>(4) 新たな価値を創出するサービス産業や起業家への支援</li><li>(5) だれもが働きやすい環境づくりへの取組</li></ul>
<p>基本的政策7</p> <p>農林水産業の活性化</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 担い手農家の育成・支援</li><li>(2) 生産基盤・生産環境の整備</li><li>(3) 生産振興・産地育成</li><li>(4) 地産地消の推進</li><li>(5) 農地の保全・有効活用</li></ul>
<p>基本的政策8</p> <p>産業と市民生活を支える 港づくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 四日市港の総合的な機能再編と機能強化</li><li>(2) 港町ならではの魅力的な都市空間と交流拠点の形成</li></ul>

**【基本的政策】新産業の創出と既存産業の活性化****1 目指す姿**

- (1) 日本を代表する産業都市として、活発な投資や新たな企業の立地により雇用が生まれ、IoT やビッグデータ等の新技術を活用し生産性が向上するとともに、中小企業の新たな事業展開により、地域経済に活力が生まれている。
- (2) 第4次産業革命のイノベーションを受け、都市型産業が集積しているとともに、生活関連サービス産業が充実し、働きやすく暮らしやすい環境になっている。

**2 現状と課題****(1) 将来に向けた投資の促進と誘導**

産業都市である本市は、臨海部に石油化学コンビナート、内陸部に世界最先端の半導体メモリ工場を始め、多様な企業が集積しています。近年、中心市街地には、徐々に IT 企業や情報処理を行う企業等の立地や AMIC、三重大学、東京大学の各サテライトも入居する施設がオープンしました。さらに、本市周辺では東海環状自動車道や北勢バイパスなどの高規格道路網の整備が進み、各方面から本市へのアクセスの飛躍的な向上が図られており、雇用や人口の増加につながる産業振興が期待されています。このような機会を捉え、本市の強みである「ものづくり」の基盤をさらに強靱なものにするために、成長分野を含む新たな企業の誘致や投資の促進、産学官拠点を生かし、付加価値の高い産業を促していく必要があります。

**(2) ものづくり産業のスマート化**

少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、本市の産業界においても人手不足を克服し、生産性を向上させることが課題となっています。例えば、AI、IoT などの先進技術の導入による労働負担の軽減や集約されたビッグデータを活用した生産効率の向上を図るスマート化への取組が必要となります。

**(3) 中小企業・地場産業の活性化**

人口減少は消費需要を中心とする国内市場の縮小要因となり、中小・小規模事業者が持続的に成長・発展していくためには、国内での販売力強化や、成長する海外市場も視野に新たな販路の開拓が求められています。

本市の代表的な地場産業である四日市萬古焼の主要な製品として、土鍋、急須が挙げられますが、食生活の変化や核家族化により生産量が減少しています。

**(4) 新たなサービス産業の振興**

第4次産業革命の実現に向け、ものづくり産業の集積に加えて付加価値の高いサービス業への進化による新たな技術やサービスが生まれることが期待されています。一方で、多様な働き方への変化とともに、少子高齢化に伴う医療・福祉サービスなどの需要が拡大しており、その対応も図る必要があります。

## (5) 障害者・女性等のはたらく環境

障害者雇用率は年々改善してきているものの、いまだ障害者を雇用していない企業もあり、雇用後も職場定着が課題となっています。また、就労を求める若年者や高齢者及び外国人の働く場の確保が課題となっています。一方、女性にとっては、子どもが小さい時や介護の時は長時間勤務が難しく、学校が長期休暇の際は子どもの預け先に困るため、就労をためらう人が多くあります。また、企業によっては、女性専用のトイレや更衣室がないところもあり、女性にとって働きやすい環境とはいえないところもあります。

## 3 展開する施策

### (1) 企業・事業誘致、投資促進 (重点 P25)

- ①本市への進出を希望する事業者の立地が迅速に進むよう、ワンストップサービスで必要な手続きや調整ができるよう取り組むとともに、本市の土地利用計画と整合をとった企業立地誘導を図ります。また、新たな投資を呼び込むため、企業と行政のプラットフォームにおける意見交換を通して、企業ニーズを把握し、必要な対策を図ります。
- ②企業立地に必要な環境整備として、工場立地法の新たな運用の中で、工場周辺の地域の住環境との調和を目指し、一定の条件下の工場敷地外を緑地とみなせる敷地外緑地制度の構築や緑地率の緩和など立地に必要な環境整備を図ります。
- ③本市産業が競争力を確保し、持続的な発展を遂げていくため、企業の投資を支援する企業立地奨励金、民間研究所立地奨励金において、CO2 削減・新エネルギー活用事業や物流業など対象事業の追加や、AI・IoT 等を導入するスマート工場、新燃料への転換、市外からの新規立地や物流拠点施設など重点事業の拡大等の見直しを図ります。(重点 P39)

### (2) AI、IoT 等の新技術の導入、人材の育成 (重点 P26)

特に製造業では、今後 IoT 等の新技術の導入が進み、入手したデータを有効活用できるデータサイエンティスト等の育成が必要となることから、大学等関係機関と連携しながら AI、IoT 等の新技術の導入や人材育成の支援に取り組めます。さらにデータ解析等を得意とする IT 企業の誘致に向けた新たな支援策についても検討を行います。

### (3) 中小企業・地場産業の振興

- ① 新技術・新商品の開発や、国内外の販路開拓に意欲的に取り組む中小製造業者を積極的に支援するとともに、国際展開を目指す市内企業に対し、経済交流関係にある都市の最新情報の提供や現地の行政機関への働きかけを行うなど、競争力のある企業の創出を促します。
- ②人材確保に苦慮する中小企業に対して、市内外の就職フェアへの出展等様々な取組を支援します。
- ③後継者難に伴う事業承継問題に直面する事業者に対して、関係機関と連携して相談機能の充実を図ります。
- ④市民・観光客が「四日市萬古焼」等の地場産品に触れる機会を増やすため、例えば、

市内飲食店・宿泊施設において四日市萬古焼の器で食事を楽しめるような機会の提供を支援する等の取組を図ります。

- ⑤地場製品の販路開拓にあたり、自社の商品開発または改良、商品カタログ、海外展開用へのパッケージデザイン変更等の開発に関する支援を行います。
- ⑥近鉄四日市駅前に立地するじばさん三重の利便性を生かし、北勢地域の地場産業の情報発信拠点としての機能を充実していきます。




**(4) 新たな価値を創出するサービス産業や起業家への支援** (重点 P32)

- ①システム開発等を通じて高い付加価値を生み出すサービス業（都市型産業）の振興に向けて支援策の充実を図るとともに、地域社会の変化に即した医療・福祉などの生活関連サービス産業の振興にも取り組みます。
- ②新たな事業創出や新分野進出への挑戦を目指す起業家支援のほか、市内で活躍する新たな担い手を創出し、女性の起業家育成支援についても取り組んでいきます。

**(5) だれもが働きやすい環境づくりへの取組** (重点 P22)

- ①市内事業所に対し、働き方改革の周知・啓発を推進するため、セミナー等を開催します。
- ②障害者の雇用促進・職場定着を図るため、障害者を雇用している、または雇用を考えている事業主に対する支援の実施やセミナー等を開催します。
- ③若年者や就労意欲の高い高齢者及び外国人労働者の就労支援に取り組みます。
- ④女性の就労環境整備として、子育て世代は男女を問わずフレキシブルな働き方ができるよう就業規則を見直す中小企業に対する支援を行うとともに、職場内に女性専用のトイレや更衣室、さらには子どもの遊び場スペースを設置するなど、働きやすい環境づくりのためのハード整備を行う中小企業に対して支援を行います。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	・事業者は操業環境の先進化や効率化を目指し、最新技術の導入などに取り組んでいきます。 ・事業者は障害者等就労困難者の雇用に取り組んでいきます。
-------------------	--

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
製造品出荷額等及び 全国都市順位	1年間（1～12月）における製造品出荷額等及びその全国都市順位	2兆5,735億円 （平成28年） 13位 （平成28年）	前年以上 
四日市志創業応援隊の 支援による創業件数	四日市市、四日市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫、三重北勢地域地場産業振興センターで構成される「四日市志創業応援隊」による創業件数	18件 （平成30年度）	21件 
市内における民間企業の 障害者雇用率	四日市市内の民間企業の障害者実雇用率	2.29% （H30.6.1現在）	法定雇用率以上 現状：2.2% 令和3年4月まで には2.3%に引き 上げ予定 

**【基本的政策】 農林水産業の活性化**

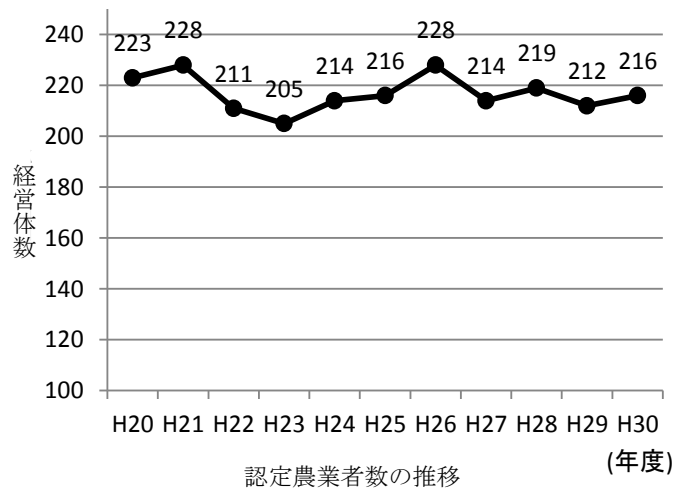
**1 目指す姿**

- (1) 生産だけでなく加工や販売など、農業をビジネスとして捉えて経営する農家が増えている。
- (2) 農水畜産業の生産基盤の整備が進み、安定した生産環境が整っている。
- (3) 安心・安全で高品質な地元農水畜産物に対する市民の理解が進み、購入する機会が増えている。
- (4) 生産基盤となる農地が耕作されるとともに、農地の多面的機能が発揮されている。

**2 現状と課題**

**(1) 農業経営の改善**

農業所得の向上のため、生産だけでなく加工や販売まで農家が手掛ける「6次産業化」を奨励していますが、取組農家は一部にとどまっています。ほとんどの農家は家族経営であり、生産以外の部門に取り組む余裕がない状況にあります。



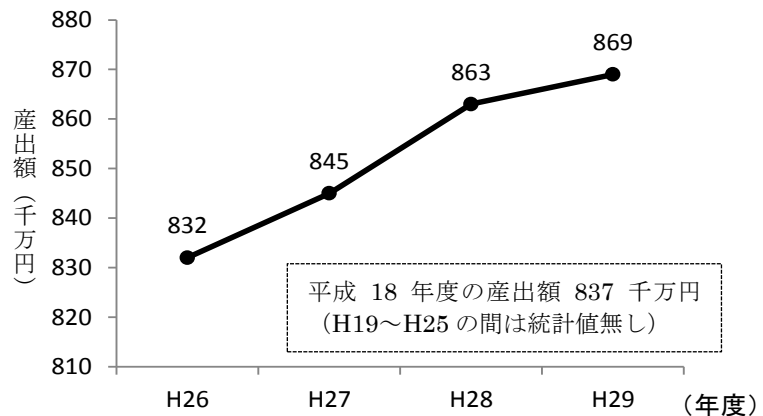
**(2) 農水畜産業の生産環境整備**

担い手農家への農地の集積は徐々に進んでいますが、圃場が点在していることや区画が狭小なため作業効率が悪くなっています。また、井堰や取水ゲートなど農業用取水施設の老朽化が進んでいることに加え、農家の高齢化により取水施設の操作が大きな負担となってきています。

さらに、イノシシ、シカの生息域が拡大しており、農作物被害への対応策が求められています。一方、漁港内施設の老朽化が進んでいることから、計画的な整備が必要となります。

**(3) 産地の育成**

本市の特産品として「お茶」は知名度もあり産地形成をしていますが、それに続く品目が形成されていません。また、主食となるお米は生産調整に取り組んでいることから、作付けされない水田もあり農地が十分活用されていない状況にあります。限



られた農地を有効に活用するために、地域としてまとまった作付け計画が必要であり、産地形成に向けて一体的に取り組んでいくことが求められています。なお、流通の拠点である食肉センター・食肉市場は、施設の老朽化と衛生対策が課題となっています。また、北勢地方卸売市場についても民営化から10年が経過し、施設の老朽化対策が必要となっています。

#### (4) 地産地消

地元農水畜産物の消費拡大に向けて、産地訪問ツアーや調理教室、食育体験、学校給食への地元食材の利用拡大などを行ってきましたが、取り組む農家が限られており、裾野が広がっていない現状にあります。また、地域が主体となって行う食育体験の補助制度を設け活動を支援していますが、取組数は限られており、拡大していないことから支援の方法を含め見直す必要があります。

#### (5) 農地の保全・有効活用

農家の高齢化が進んでいることもあり、今後も耕作放棄地の発生が懸念されます。耕作放棄地の解消については、農地の復元に対する支援を行っており、毎年2~3haの農地が復元されていますが、耕作の受け手となる農家が不足しています。新規就農や規模拡大など、農地を求める人と農地を結び付ける制度を効果的に機能させることが必要です。

### 3 展開する施策

#### (1) 担い手農家の育成・支援 (重点 P27)

- ① 6次産業化への取組を促すため、家族経営協定の締結や経営の法人化、農家グループの組織化など経営の分業ができる体制づくりが必要であることから、意識向上の啓発やスキルアップセミナーなどを開催し、経営体制の見直しを促していきます。
- ② GAP、HACCP への取組を奨励し、生産物の品質向上や経営コストの削減につなげるほか、農業のビジネス化への意識を高め、多様な産業が展開する本市の特性を生かし、農商工連携に向けた機会を創出していきます。
- ③ 農福連携による障害者の働く場としての視点から農業を捉え、雇用のマッチングを図ります。

#### (2) 生産基盤・生産環境の整備

- ① 農地の集積・集約化を進め作業効率の向上を図るとともに、農業水利施設等の点検整備を進め、施設の老朽化に対応していきます。
- ② 地域の農地や農業用施設などの農業資源を地域全体で認識し計画的に管理していく必要があるため、「地域農業づくりプラン(人・農地プラン)」の策定を進め、農地を維持・保全できる体制づくりを促すとともに、プランに基づいた活動や整備を支援する仕組みを構築し、地域農業の維持を図ります。
- ③ 地域全体で取り組む有害鳥獣対策を進めていきます。
- ④ 水産業では、漁港の長寿命化計画に基づいた整備を進めていきます。

### (3) 生産振興・産地育成

①新たな本市の特産品となる農作物や加工品の作出に向けて、農家や関係機関の意見を取り入れながら産地育成に取り組んでいきます。

②AI、IoT 等情報通信技術を活用し、農業の効率化、省力化を図り、先端技術を取り入れた四日市の農業のイメージを定着させるべく戦略を展開していきます。(重点 P40)

また、食肉センター・食肉市場、北勢地方卸売市場は、流通の要となる施設であり、産地戦略を進める中で重要な役割を担っています。食肉センター・食肉市場については、施設や設備はアセットマネジメントにより長寿命化対策をとっていくとともに、今後は衛生面での強化対策について、関係者と協議し充実を図っていきます。北勢地方卸売市場は、開設から 40 年が経過し施設の老朽化対策が必要となっており、卸売市場法が改正され、開設者の自主的な運営が重視されるようになったことから、開設会社の今後の運営方針を受けて、関係 3 市で協議を行い施設整備の対策を検討していきます。

### (4) 地産地消の推進 (重点 P53)

①地元農水畜産物の魅力を発信するため、市民を対象に生産現場での農家との交流の機会を増やしていきます。

②市内外に地元産品をアピールするための機会を設け、生産者も一緒に PR できるツールの開発に取り組むとともに、販路開拓に向けた取組を支援していきます。




③農業への理解を深めるため、再整備する農業センターを食育体験の拠点とし、栽培・収穫から調理体験まで、地元農産物に触れる体験の機会を設けるほか、農家への食育も進め、給食への地元食材の利用拡大を図ります。

### (5) 農地の保全・有効活用 (重点 P45)

①遊休農地の発生防止・解消のため、農地復元支援などを継続するとともに、農地の集積・集約化を一体的に進めるため、農地の貸し借りを仲介する仕組みとして整備した「農地バンク」について、国が推進する「農地中間管理機構」との棲み分けも含め、その運用について見直していきます。

②優良農地の保全・有効活用については、農地周辺の環境変化等を考慮し、農業振興を図る地域を定めた農業振興地域整備計画の見直しの中で検討していきます。

市民・事業者等が 取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・農家は自らの経営内容を見直し、品質向上、販路拡大、コスト策減など経営改善に向けた取組を進めます。</li><li>・地域が一体となって農地の現状を把握し、担い手の位置づけや共同施設の維持管理などへの取組を行います。</li><li>・農家や住民は自主的に鳥獣被害防止、農地・農道・用排水路・取水施設の維持管理に取り組めます。</li></ul>
-----------------------	---

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
認定農業者等担い手農家への農地の集積割合	農地の保全・有効活用を図るとともに、農家経営の効率化を図るため、地域の担い手農家への農地の集積化を進める。	36%	80% 
地域で計画的に作付けや特産品づくりに取り組む集落数	地域で一体となった作付け計画を立てたり、特産品づくりに取り組むことが農地の集積や利水、施設の維持管理の効率化につながる。	—	30 件 
農業産出額 (農林水産省推計値)	農業生産活動が活発化し、作付け面積、出荷量が拡大すれば農業経営の安定化につながる。	86.9 億円 (平成 29 年度)	89.5 億円 

**【基本的政策】 産業と市民生活を支える港づくり****1 目指す姿**

- (1) 四日市港が、日本の代表的な国際拠点港湾として多様なものづくり産業の成長と発展を物流面で支えるとともに、大規模地震に対応する強靱な港となっている。
- (2) 臨海部に文化的資源や景観等を活用した港町ならではの魅力的な都市空間が形成され、四日市港が、人が集い、行き交う、世界をつなぐ交流拠点として機能している。

**2 現状と課題****(1) 四日市港を取り巻く物流需要の変化への対応**

四日市港における物流需要の約9割を取り扱う霞ヶ浦地区では、バイオマス燃料やオイルコークスなどのエネルギー関連貨物の新たな受け入れや、完成自動車の輸出再開やコンテナ貨物の取扱量の増加により、混雑に拍車がかかっています。



物流需要が増大する霞ヶ浦地区

さらに、平成30年度には、臨港道路霞4号幹線（四日市・いなばポートライン）、新名神高速道路、東海環状自動車道（大安IC～東員IC）が開通し、四日市港への交通利便性が飛躍的に向上したため、今後の物流需要が高まることが見込まれます。

また、コンテナターミナルが北ふ頭と南ふ頭に分散し、非効率な配置となっていることやコンテナ専用の耐震強化岸壁がなく災害時に物流機能を確保できない状況にあることに加え、施設の老朽化も課題となっています。

四日市港の物流機能の強化を図り、市内企業の国内企業や諸外国との積極的な商取引環境を整備することは、本市の産業・経済を活性化し、グローバル化を進める上で重要であり、霞ヶ浦地区を起点に、国際拠点港湾として伊勢湾全体の競争力強化を図る総合的な機能再編と機能強化に踏み出す必要があります。

**(2) 人が集い、行き交う、まちづくりと一体となった港づくり**

近年では国内外のクルーズ船の寄港回数が増え、四日市市と世界をつなぐ交流の窓口として、四日市港の認知度や役割が高まりつつあります。

こうした状況をシティプロモーションや国際交流の機会と捉え、官民一体となって、クルーズ船の受入れを推進してきましたが、とりわけ、四日市港発祥の地である四日市地区では、市街地に近い利点と文化的資源や景観等を生かした憩いの場として、いつでも市民や来訪者が港に立ち寄って楽しめる魅力的な空間づくりを進めるなど、より一層、本市の魅力を高めていく必要があります。



外国客船

### 3 展開する施策

#### (1) 四日市港の総合的な機能再編と機能強化 (重点 P28)

- ① 霞ヶ浦地区において、コンテナ取扱機能を移転・集約化することで一層の効率化を図るとともに、大規模地震時における物資の緊急輸送等に対応するため、国・県・四日市港管理組合と連携して、新たな耐震強化岸壁を備えた施設整備を促進します。
- ② 岸壁の新規整備の進捗に合わせて、コンテナターミナルの再配置やバルク貨物等の混雑解消に向けた関係者の取組を支援します。
- ③ 老朽化した港湾施設の計画的な更新や修繕、南海トラフ地震等の大規模地震や津波、高潮、波浪等に対して、臨海部の住民や企業の安全・安心を確保するための海岸保全施設整備を促進するため、四日市港管理組合等との連携を強化します。
- ④ 船会社がコンテナ定期航路サービスを安定して維持することができ、さらには新たに航路を開設することができる貨物量を確保するため、「四日市港利用促進協議会」を核とし、県・四日市港管理組合、さらには近隣自治体や経済団体等とも連携を図りながら、官民一体となったポートセールスを荷主企業に対して行います。



霞ヶ浦地区コンテナターミナルの様子



#### (2) 港町ならではの魅力的な都市空間と交流拠点の形成 (重点 P42)

- ① 四日市港発祥の地である四日市地区の再生に向けて、国・県・四日市港管理組合・地元経済界・港湾関係者と共に、この地域一帯の魅力や価値を高めるエリアマネジメントの視点を持ち合わせた、港まちづくりを具体化していくための根幹となる構想やガイドライン等を策定します。
- ② 中心市街地に近い四日市地区に人の流れと交流を生み出すため、四日市港管理組合と連携して、クルーズ客船等の受け入れ環境を向上するための港湾施設整備、トイレ・駐車場などの関連施設整備を促進するとともに、集客の拠点となる民間施設の誘致や再開発などについても関係者と連携して推進します。
- ③ 末広橋梁や潮吹き防波堤などの歴史的・文化的資源や運河など、港ならではの資源と景観を活用した、歩いて楽しめる空間づくりや環境整備に取り組むとともに、中心市街地からのアクセス向上を図ります。

市民・事業者等が  
取り組んでいくこと

- ・事業者は、戦略的なポートセールスの実施による集荷対策と航路サービスの維持・拡充に努めます。
- ・事業者は、港湾物流の効率化を図るため、先端技術を活用したAIターミナル等の導入に向けた検討を行います。
- ・事業者は、産業部門の温室効果ガス排出量削減に向けた取組を積極的に推進します。
- ・市民や観光客は、ゴミの持ち帰りなど港湾エリアの環境や美観の維持に努めます。

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
外貿コンテナ貨物 取扱量	四日市港において1年間(1月～12月)に取り扱う外貿コンテナ貨物の量(20フィートコンテナに換算したコンテナの個数)の増加を図る。	205,547 TEU (平成30年)	250,000 TEU 
四日市港への来港者数	四日市港で開催されるイベントの参加者数、公園・緑地等の利用者数及び展望展示室の入場者数の増加を図る。	152,562 人 (平成30年度)	160,000 人 

(案)

# 基本計画（分野別基本政策）

## 政策４ 交通・にぎわい

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 9</p> <p>次世代モビリティ・システムの構築を通じた新たなネットワークづくり</p> <div data-bbox="162 996 663 1115"><p>7 エネルギーをみんなに もってグリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任</p></div>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 公共交通ネットワークの維持・再編と公共交通分担率を高める取組</li><li>(2) 新技術の活用</li><li>(3) 円滑な市民生活と産業を支える道づくり</li></ul>
<p>基本的政策 10</p> <p>にぎわいの創出と買い物拠点の再生</p> <div data-bbox="172 1581 545 1700"><p>8 働きがいも 経済成長も 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 11 住み続けられる まちづくりを</p></div>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 中心市街地の活性化</li><li>(2) 買い物拠点の維持・再生</li></ul>

**【基本的政策】次世代モビリティ・システムの構築を通じた新たなネットワークづくり****1 目指す姿**

- (1) 都市機能が集積する中心市街地と居住地や就業地を結ぶ公共交通ネットワークが形成され、マイカーに依存せず、歩いて暮らせるまちとなっている。
- (2) 鉄道駅や、その周辺がバリアフリー化され、運転免許を返納した高齢者や障害者等も安心して便利に暮らせるようになっている。
- (3) 広域幹線道路から、中心市街地や産業地等の拠点をつなぐ道路ネットワークが形成され、活発な経済活動を支えるとともに、通勤時等の渋滞が解消されている。

**2 現状と課題****(1) 人口減少・高齢化が進む中での移動手段の確保**

人口減少や高齢化の進展による移動の減少により、公共交通の維持が困難となることが懸念されています。特に、郊外住宅地からの通勤需要の減少に伴い、バス利用者数は大きく減少しており、公共交通ネットワークの維持が困難になっています。

現在の移動手法としては、自動車交通への依存度が高く、慢性的な道路渋滞が発生している等、交通環境の改善が求められています。

一方、高齢者世代に視点を移すと、運転免許返納が進んでおり、自動車に替わる高齢者の移動手段の確保が求められています。

これらの課題に対応するために、移動における公共交通の分担率を高める必要があります。

**(2) 次世代モビリティ・システムの構築**

「未来投資戦略 2018」において次世代モビリティ・システムの構築等が位置付けられ、自動運転システムの技術開発が進み、全国各地で公道での走行実験が実施されています。また、民間企業等において、MaaS (Mobility as a Service) など新たなモビリティサービスの提供に取り組む動きが活発化しています。

**(3) 道路交通の現状**

臨海部の国道 1 号、23 号や国道 477 号バイパス端部の久保田橋や日永八郷線等の中心部周辺においては依然渋滞が発生し、経済活動が阻害されるとともに、機能拡充が進んだハイテク工業団地周辺では、通勤需要の増大による新たな渋滞も発生しています。

一方、広域を結ぶ高規格道路では、東京―名古屋―大阪経済圏域のダブルネットワーク化を図る新名神高速道路や高速道路にアクセスする国道 477 号バイパスが開通するとともに、東海環状自動車道や北勢バイパスの整備が進められており、多様な企業が集積する本市においては、今後も輸送性の向上による大きな経済効果が期待されています。

また、高度経済成長期に整備された道路や橋梁が、一斉に更新時期を迎える中で、市民からは、歩行者の視点に立った道路の改良や高齢者・障害者に配慮した段差の解消、児童生徒の通学路や未就学児の園外活動経路における交通安全対策など、誰もが安心・安全に歩行できる道路空間の整備が求められています。

### 3 展開する施策

#### (1) 公共交通ネットワークの維持・再編と公共交通分担率を高める取組

- ① 輸送力や定時性に優れる鉄道網を維持するとともに、バスやタクシー等の公共交通が相互に連携し、都市機能が集積する中心市街地を中心とした効率的な交通ネットワークを構築します。(重点 P30)
- ② リニア中央新幹線開通の効果を最大限享受できるよう、近鉄四日市駅や JR 四日市駅周辺等において駅前広場や歩行空間等の整備を進めるなど、本市の玄関口の交通結節機能を強化するとともに、郊外部の商業施設や駅などから基幹的な公共交通に快適に乗り換えができるような交通結節点の整備に取り組みます。(重点 P34)
- ③ 鉄道の安全性の強化を図るため、四日市あすなろう鉄道の計画的な更新等を進めるとともに、民間鉄道事業者が行う施設更新や老朽化対策等の支援を行うほか、駅施設のバリアフリー化や駅周辺の整備等を進め、誰もが利用しやすい環境を構築します。
- ④ 公共交通不便地域における交通手段の確保に向けて、地区の特性にあわせ、駅から自宅等、端末交通としてのラストワンマイルの合理的な移動手段として従来からの徒歩、自転車に加え、自動運転技術などの活用について検討を進めます。
- ⑤ 移動手段を自動車に頼りがちな状態から、公共交通や徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に利用していただくよう、環境や健康等に配慮した交通行動を呼びかけていくコミュニケーション施策等を実施していきます。(モビリティ・マネジメント (MM))

#### (2) 新技術の活用

- ① ICT・IoT 技術を活用し、公共交通の安全性・利便性の向上を図ります。
- ② 近鉄四日市駅－JR 四日市駅間等において、新たな技術を取り入れた交通手段の実現に関係者とともに取り組みます。(重点 P33)
- ③ 端末交通への活用を視野に自動運転等の新技術の導入に取り組みます。
- ④ 移動のニーズに応じ、多様な移動手段をサービスとして提供する MaaS への対応を進めます。


#### (3) 円滑な市民生活と産業を支える道づくり

- ① 東海環状自動車道・新名神高速道路の整備促進、および北勢バイパスの国道 477 号バイパスまでの早期完成や未着工区間の工事着手に向け、関係者と連携し、取り組みます。(重点 P35)

- ② 道路整備方針に基づき、広域高速道路と中心部や臨海部を結ぶ道路ネットワークを強化しインターアクセスの向上を図るとともに、渋滞が顕著な交差点や中心部周辺のネック点解消に必要な道路整備を進めます。(重点 P35)
- ③ 2,200km を超える既存の市有道路において、道路や橋梁の計画的な修繕を進めます。
- ④ 通学路や歩行空間の整備、ゾーン 30 の取組など、歩いて暮らせるまちづくりと連携した安全な道路づくりを進めます。(重点 P20)
- ⑤ 連節バス等の導入により、機能集積が進むハイテク工業団地に向けた輸送力の強化と渋滞の軽減を図ります。
- ⑥ 広域交通の利便性が高い区域において、周辺の自然環境や道路等の既存の都市基盤の整備状況を踏まえながら、産業政策と連携した新たな企業立地や再編に必要な土地利用誘導についても検討を進めます。

市民・事業者等が 取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は、健康や環境に配慮し、公共交通、自転車、徒歩、マイカーなど多様な交通手段を適度に使い分けます。</li> <li>・事業者は、利用者のニーズに合わせ、多様な交通サービスを提供します。</li> <li>・自動運転等、新技術の導入に産官学が連携して取り組み、将来にわたり持続可能な交通環境の実現に取り組みます。</li> </ul>
-----------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率	歩いて暮らせる環境を形成するため、基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率を高める。	62.8% (平成 27 年中)	64.7% 



**【基本的政策】にぎわいの創出と買い物拠点の再生****1 目指す姿**

- (1) 様々な都市機能が集積され、魅力と活力とともに、憩いやにぎわいがある中心市街地になっている。
- (2) 日常的に買い物ができる環境をつくり、にぎわいが創出される買い物拠点が形成されている。

**2 現状と課題****(1) リニア中央新幹線の開通**

2027年のリニア中央新幹線の東京―名古屋間開通により、四日市市は東京2時間圏の都市となり、名古屋圏としての優位性が飛躍的に向上します。本市のさらなる発展に向け、この効果を最大限取り込めるような取組が必要となっています。

**(2) 中心市街地における施設等の老朽化とニーズの変化**

中心市街地は、商業、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域です。近鉄四日市駅前をはじめ、JR四日市駅周辺も整備されてから約50年が経ち、施設等が更新時期を迎えています。また、来街者のニーズの変化から集積している業種も、小売業中心から飲食サービス業へと業態が変化してきました。また、老朽化した店舗は解体が進み、空き地となっているケースもあります。一方、近年マンション建設にともない、居住者が増えてきており、来街者や居住者へのサービスが必要となってきています。

**(3) 買い物拠点の再生**

中心市街地だけでなく、10か所の定期市をはじめとする買い物拠点は郊外にもありますが、価値観や生活スタイルの多様化により拠点化・集約化が図られ、住宅地の近隣において買い物の拠点が減少しています。買い物傾向調査の結果では、現在、買い物時の自動車利用は8割を超えており、店選びも「種類・量の豊富さ」や「品質」「価格」へのニーズが高くなっています。また、定期市においては、出店者や利用者の高齢化が進んでいますが、今後も地域に根ざした買い物拠点として存続していく必要があります。

### 3 展開する施策

#### (1) 中心市街地の活性化



- ① リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開通による効果を最大限に生かすべく、市の玄関口となる近鉄四日市駅や JR 四日市駅の駅前広場や歩道、公園の高質化等の整備を進めるとともに、中心市街地における再開発など民間投資の誘導を図ります。  
(重点 P30)
- ② 新図書館を中心とした複合的な機能をあわせ持つ拠点施設立地など広域的な都市機能の集積を図るとともに、低未利用地を活用した都心居住を促進する取組を進めます。(重点 P31)
- ③ 市内におけるスポーツ施設等の充実による強みを生かし、来街者の集積や交流を促すため、コンベンション誘致などの施策の展開を図ります。(重点 P32)
- ④ 中心市街地の商店街における憩いとにぎわいづくりへの環境整備と魅力向上などへの支援を行うほか、空き店舗、空きスペースなどの活用支援に取り組みます。また、中心商店街が形成されてから約 50 年が経ち、施設が更新時期を迎え周辺環境も変化してきていることから、中心市街地の魅力向上に向け商店事業者等と協議を図りながら今後の方向性について検討していきます。
- ⑤ 商店街におけるにぎわいの創出につながるイベント開催やコミュニティ機能の維持・強化を支援し、若い世代からお年寄りまで幅広い世代にとって魅力あふれる商店街づくりに取り組みます。また、キャッシュレス化をはじめ、イベント情報の発信など来街者の利便性が向上する取組を促進していきます。

#### (2) 買い物拠点の維持・再生

- ① 四日市市の名称の由来でもある「定期市」については、にぎわい創出のためのイベント開催や情報発信等の支援充実を図るとともに、新規参入促進や維持・再生に向けた取組を推進していきます。さらに、若者にとっても身近な買い物拠点として「定期市」を利用していただくために、イベントの開催支援など誘客に向けた取組を支援していきます。
- ② 中心市街地だけでなく、郊外における買い物拠点としての役割を担っている商店街や高度経済成長期に郊外に建設された住宅団地の空き店舗等を対象として、にぎわいの創出や誘客を促す取組を支援していきます。

市民・事業者等が 取り組んでいくこと	・中心市街地の基盤整備に呼応した積極的な事業の展開を行います。 ・様々な業種がコラボレーションして、新たな取組への実証、実装を行い、新たな価値の創造につなげていきます。
-----------------------	---

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
中心市街地の歩行者流量	中心市街地の8地点における歩行者流量を指標とし、その増加を目指す。	(平日) H30 60,116人 (休日) H30 58,406人	(平日) 61,000人 (休日) 64,000人 
商店街の空き店舗率	商店街の空き店舗率を指標とし、その減少を目指す。	12.1%	11% 

(案)

# 基本計画（分野別基本政策）

## 政策5 環境・景観

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 1 1</p> <p>豊かな環境の保全と継承</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 自然共生社会の実現</li><li>(2) 温暖化対策とスマートエネルギーの推進</li><li>(3) 効果的な環境監視の実施</li><li>(4) ごみの減量化と再資源化の推進</li><li>(5) 多様な主体が連携した環境教育、環境活動の推進</li></ul>
<p>基本的政策 1 2</p> <p>ひと・まち・みずが共生する都市基盤づくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市民から信頼される安全で良質な水道の安定的な確保</li><li>(2) 生活排水処理施設整備の推進</li><li>(3) 人材確保と技術継承と官民連携の推進</li></ul>
<p>基本的政策 1 3</p> <p>緑豊かな住空間の形成</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 緑豊かな潤いのある環境づくり</li></ul>

## 【基本的政策】豊かな環境の保全と継承

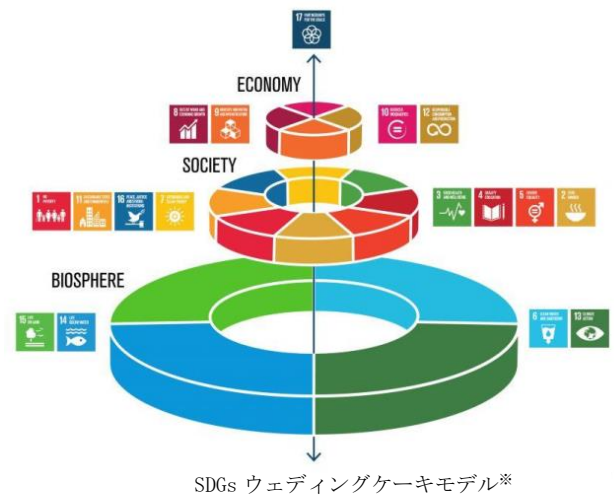
### 1 目指す姿

- (1) 地域のかげがえのない環境を保全し、未来の世代へと継承していくための取組が、市民、事業者、行政が一体となり進められることで、環境先進都市として持続可能な発展を遂げている。

### 2 現状と課題

#### (1) 豊かな自然環境の保全

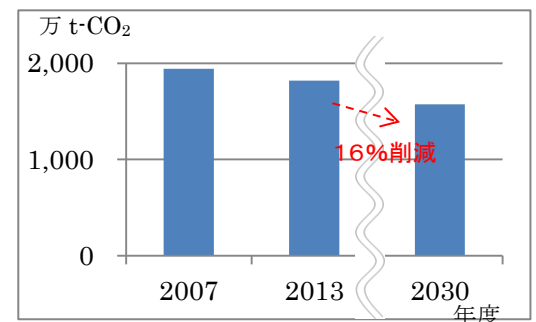
本市に現存する豊かな自然と生物多様性は、環境や景観、防災機能など私たちにさまざまな恩恵をもたらしています。一方、かつて人の手が入ることにより生態系が保たれていた里山や農地においては、所有者の高齢化による荒廃化や、伐採を伴う乱開発などにより、自然環境の喪失や質の低下、獣害の拡大等が懸念されています。また、外来種の侵入による生態系等への影響も課題となっています。



※ SDGsのゴールの中で「環境」（生態系）が基盤になり「社会」「経済」が成り立つという考え方を表したイメージ図

#### (2) 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化の影響は、ゲリラ豪雨や熱中症の増加など、私たちの身近なところにも影響を及ぼしつつあると言われており、本市においても、パリ協定や国の温暖化対策を踏まえ、2030年度に向けた温室効果ガス削減目標を掲げています。目標の達成には、市域排出量の大部分を占める産業部門における削減をはじめ、市民と事業者が地球温暖化を自分のこととして捉え、取り組むことが重要です。



市域の温室効果ガス削減目標

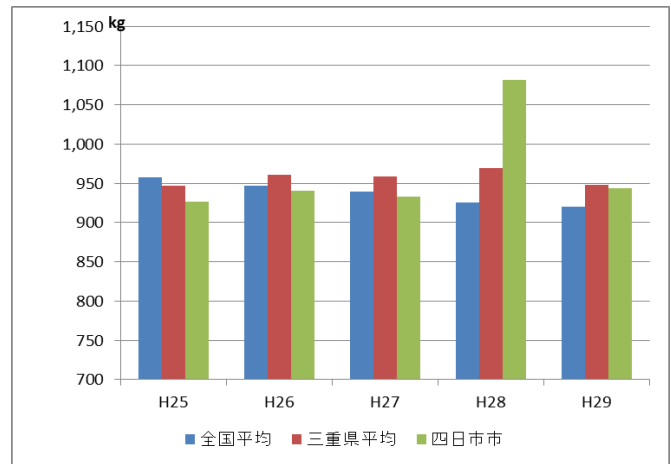
#### (3) 安全な生活環境の確保

産業公害の発生を防止し、市民が安全で快適に生活できる環境を確保するため、引き続き大気・水質等の環境監視や工場・事業場による規制基準の遵守が必要です。

また、中核市への移行により、廃棄物や公害関係法令の権限委譲への対応が求められます。

#### (4) 資源循環型社会への変革

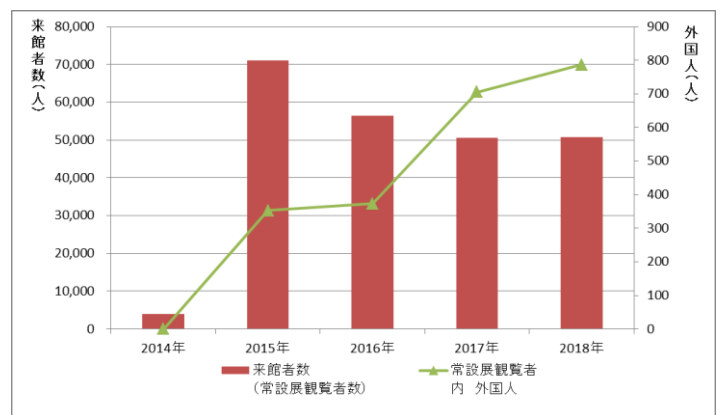
これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から、3R＝リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）による資源循環型社会への転換が必要です。特にプラスチックごみの削減も求められており、今後は、市民、事業者、行政が一体となって廃棄物の抑制（リデュース）に取り組み、ごみの総量を減らすことが重要です。



1人1日あたりのごみ排出量の推移

#### (5) 環境教育の推進と情報発信の強化

過去の公害の歴史と教訓を次世代に伝えるとともに、未来に向けた本市の環境改善への取組を広く国内外へ発信するため、平成27年に開館した四日市公害と環境未来館の機能を強化し、多様な主体が連携して活動する必要があります。



四日市公害と環境未来館 来館者数

### 3 展開する施策

#### (1) 自然共生社会の実現

希少種を含め、本市の自然環境の情報を整理するとともに、里山・農地の保全に関わる人づくり、地域づくりやエコツーリズム\*の創出など、生物多様性の保全に資する施策について検討します。(重点 P60)

※ 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた



御池沼沢植物群落 (国指定天然記念物)

#### (2) 温暖化対策とスマートエネルギーの推進

① 市内における脱炭素化や環境分野への投資の機運を醸成するため、先進的な温暖化対策に取り組む企業の取組を支援します。

② 温室効果ガスの削減とレジリエンス (防災面などにおける都市の強靭性) の強化を図るため、官民で「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」に関する最新技術の導入に



エネルギー・マネジメント・システム

向けた取組を進めます。(重点 P37) また、公共施設についてもエネルギーの利活用について積極的に取り組みます。

- ③ 温暖化による市民生活等への影響に適切に対処するため、ゲリラ豪雨やヒートアイランド対策などの「気候変動適応策」について調査・検討します。

### (3) 効果的な環境監視の実施

- ① 工場・事業場に対し、重点的・効率的に立ち入り検査を実施します。
- ② 計画的な監視機器の更新などにより、大気の効果的な監視を行うとともに、河川の水質等の調査に努めます。
- ③ 中核市移行による廃棄物や公害関係法令の権限移譲に対応するため、体制の強化を図ります。

### (4) ごみの減量化と再資源化の推進

市民、事業者、行政が連携し、生産、流通、消費のそれぞれの段階において、食品ロスやレジ袋などの廃プラスチック類によるごみの発生抑制に取り組むとともに、引き続きごみの再資源化を進めます。



食品ロス削減啓発

### (5) 多様な主体が連携した環境教育、環境活動の推進 (重点 P60)

- ① 四日市公害と環境未来館において、来館者の目的・関心に合わせた見学プログラムの作成やアクティブラーニング(主体的・対話的で深い学び)の実施、市民による情報発信や環境活動の場の提供に取り組みます。
- ② 効果的な環境教育を推進するため、四日市公害と環境未来館、博物館、プラネタリウムの3館連携と展示の強化に取り組みます。






四日市公害と環境未来館

- ③ 地球規模の視点で考え、行動できる次世代育成のため、ESD(持続可能な開発のための教育)の推進に取り組むとともに、(財)国際環境技術移転センター(ICETT)を活用した姉妹都市、友好都市との連携や国際環境協力を進めます。

<p>市民・事業者等が取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが環境問題を自分事として捉え、日常生活における環境負荷を低減するように努めます。</li> <li>・事業者は、環境保全への積極的貢献と事業活動による環境負荷の低減に努めます。</li> </ul>
--------------------------	--

**4 進捗状況を測る主な指標**

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
産業部門の温室効果ガス排出量	三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、エネルギー使用量が一定以上の事業者が毎年度報告する排出量	H25 1,612 万 t	1,386 万 t 
ごみ発生量の削減	年間のごみ発生量	H30 107,400 t	103,800t 
四日市公害と環境未来館来観者数(来館者・講座参加者)	平成 27 年 3 月に開館した本館は、年間目標を来館者及び講座参加者数を 55,000 人としており、開館後全て目標を達成してきた。今後もより一層広報や誘致を行い、国内外の来観者数の増加につなげる。	H30 59,580 人	60,000 人 

**【基本的政策】ひと・まち・みずが共生する都市基盤づくり**

1 目指す姿

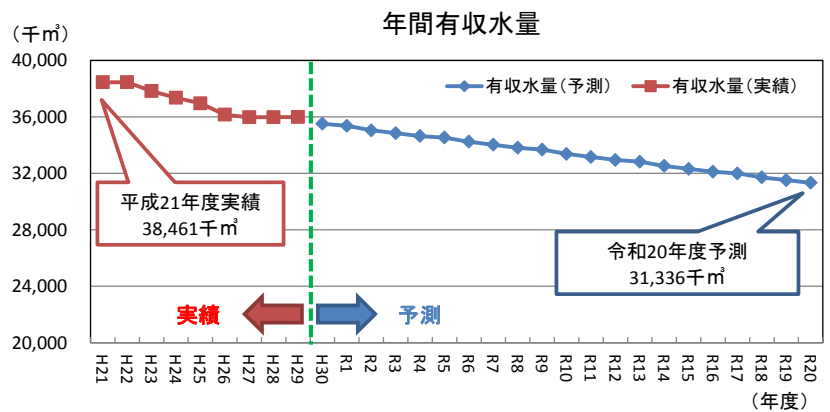
(1) 上下水道施設の計画的な整備と適切な維持管理によって、安全で良質な水道水が将来にわたって安定的に供給されるとともに、快適で衛生的な生活環境が確保されている。

2 現状と課題

(1) 人口減少に伴う水需要の減少や給水収益の悪化

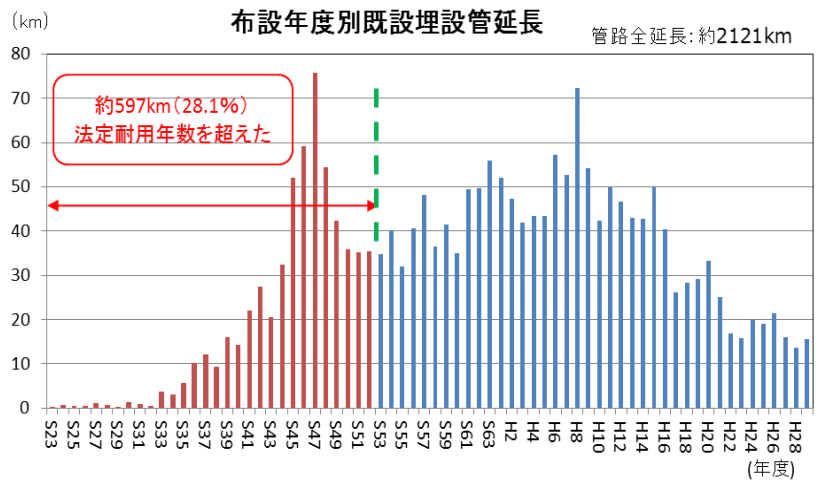
上水道事業は、人口減少、節水意識の向上、節水機器の普及などから、水需要の減少による給水収益の減少が見込まれています。一方で高度経済成長期に整備した管路の更新需要が大幅に増大することから、非常に厳しい経営環境が見込まれています。

水需要の減少と更新需要の増大による財政状況の圧迫

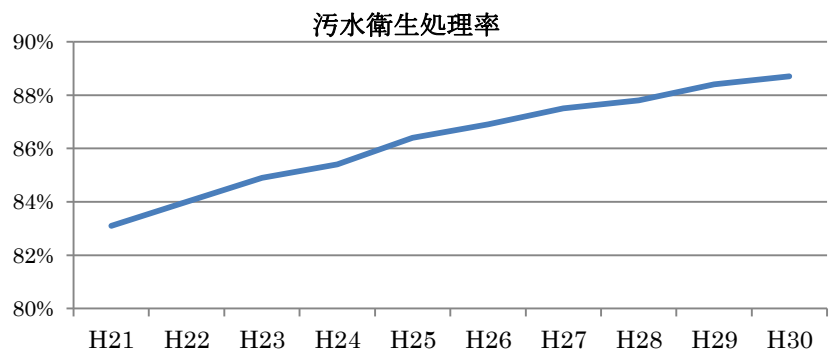


(2) 下水道施設の整備と更新需要の増加

公共下水道については、市街化区域の污水管整備を令和7年度までに概成させることや既存施設の耐震化、更新等により事業量が増大し企業債残高が増加します。今後、人口減少が進むなか、特に市街化調整区域の污水整備は経済性が低下するなど経営環境の悪化が見込まれています。さらに、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの老朽化などの課題もあります。



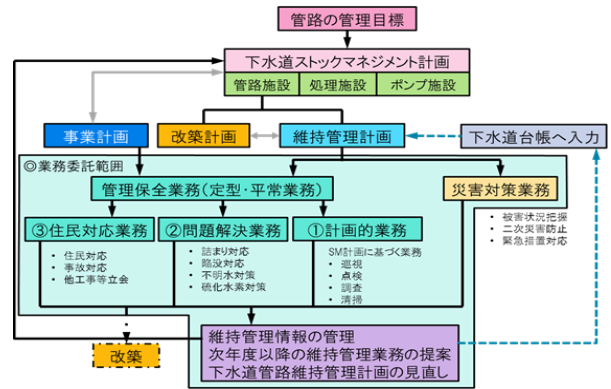
污水処理施設整備の確実な進捗



このような状況の中で、生活排水処理施設整備計画を見直し、施設整備を図る必要があります。

(3) 人材確保と技術継承と官民連携

上下水道事業に携わる専門知識や技術力を持った職員の減少や高齢化が進む一方で、今後事業量の増大が見込まれることから、人材確保に努め技術継承を図るとともに、新たな官民連携の手法についても検討する必要があります。



3 展開する施策

(1) 市民から信頼される安全で良質な水道の安定的な確保

- ① 将来にわたって安定的に水道サービスを提供していくために、コスト縮減を図るとともに料金の見直しを検討しながら、健全経営に努めます。
- ② 「四日市市水道ビジョン2019」のもと具体的な事業や取組をまとめた「第3期水道施設整備計画」に基づき、これまで進めてきた基幹施設の耐震化、経年管路・施設の更新、水源の確保及び配水管網の整備を計画的に実施します。

(2) 生活排水処理施設整備の推進



- ① 下水道未普及対策に係る汚水整備については、生活排水処理施設整備計画に基づき、令和7年度までに市街化区域の概成を目指します。
- ② 生活排水処理施設整備を推進するため、市街化調整区域の整備については人口減少など社会情勢の変化による経済性の低下を踏まえ、施設整備計画の見直しを行うとともに、合併浄化槽への転換を促す補助制度の拡充などにより公共用水域の環境保全に努めます。また、農業集落排水施設とコミュニティ・プラントの公共下水道への切り替えの検討を行い、事業の効率化を図ります。

(3) 人材確保と技術継承と官民連携の推進

今後、増大する事業を確実に執行するために、職員の増員に努めるとともに、上下水道事業に関する深い知識や高度な技術を習得できるよう、技術継承に努めます。また、民間事業者を牽制できる技術力を前提とした、設計施工一括発注方式（DB方式）や包括委託など、官民連携のあり方について検討します。

<p>市民・事業者等が取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は、生活排水を適正に処理します。 (下水道区域は、積極的に下水道に接続を行います。他の区域は、汲み取り・単独浄化槽から合併浄化槽に転換します。)</li> <li>・事業者は、増大する水道管路更新需要に対応するための水道工事従事者の育成と技術向上に取り組めます。</li> <li>・事業者は、ビルなどに設置されている水道用貯水槽の適正な維持管理を行います。</li> </ul>
--------------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
第3期水道施設整備計画に基づく管路更新進捗率	管路の破損事故を未然に防ぐため、耐用年数期間内に計画的に布設替えを行う。	0% (平成30年末)	100% 
汚水衛生処理率 <sup>*1</sup>	公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理施設の整備・普及を行う。	88.7% (平成30年末)	100% 

##### \*1 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率とは、下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、その算式は次のとおりである。

##### 【汚水衛生処理率算式】

$$\text{汚水衛生処理率 (\%)} = \left( \text{現在水洗便所設置済人口}^{*2} / \text{住民基本台帳人口} \right) \times 100$$

##### 【\*2 現在水洗便所設置済人口】

水洗便所を設置・使用している人口であり、下水道等の整備済区域であっても下水道等には接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれている。



**【基本的政策】 緑豊かな住空間の形成****1 目指す姿**

(1) 生活の身近に緑豊かで潤いのある住環境が形成されている。

**2 現状と課題****(1) 公園や緑地が担う役割**

都市公園の整備が進み、目標としてきた市民1人当たりの都市公園の面積が10㎡を超えましたが、利用が低下している公園があります。また、都市農地や里山が減少しており、都市に潤いや良好な景観をもたらす緑が減少しています。

人口減少・高齢化が進む中で、生涯健康であり続けることのできる環境づくりや、働きながら安心して子育てができる環境づくりが求められています。

**3 展開する施策****(1) 緑豊かな潤いのある環境づくり (重点 P54)**

- ① 多くの人々が利用する大規模な公園緑地の整備に際しては、健康づくりに親しむ環境づくりとともに、Park-PFI 制度を活用しサービス施設の立地を促すなど、公園緑地の魅力を高めます。また、長期未整備の都市計画公園である羽津公園を廃止します。
- ② 地区のまちづくりやニーズにあわせて、身近な公園が不足する地域への公園整備を進めます。
- ③ 利用の低下している小規模な既存公園等を集約・統合し、子育て世帯から高齢世帯まで、みんなが利用する魅力的な公園として整備します。(重点 P43)
- ④ 公園緑地や道路等の公共空間におけるグリーンインフラの維持管理や創出に努めます。
- ⑤ 都市農地や市街地外縁部の里山の保全を図ります。



多くの市民が利用する自然豊かな南部丘陵公園



豊かな緑が感じられる市街地





公共的空間を利用した花と緑に包まれた  
潤いある空間づくり



市民協働による市街地外縁部の里山の保全

<p>市民・事業者等が 取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道などの公共的施設や民有地において、緑化を推進します。</li> <li>・都市農地や既成市街地外縁部等の緑地を保全します。</li> </ul>
-------------------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
1人当たりの都市公園の面積	緑豊かな住環境を形成するため、1人当たりの都市公園の面積の増加を図る。	10.17 m <sup>2</sup> (平成30年中)	11.14 m <sup>2</sup> 
市民緑地の開設数	開設している市民緑地の増加を図る。	9箇所 (平成30年中)	11箇所 



(案)

## 基本計画（分野別基本政策）

### 政策6 防災・消防

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 1 4</p> <p>地域の防災力を高める まちづくり</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 多様な手段による分かりやすい防災情報の提供</li><li>(2) 自助・共助の取組の推進</li><li>(3) 実効性の高い計画づくりと指定避難所の環境整備</li><li>(4) 自然災害に強い安全なまちづくり</li></ol>
<p>基本的政策 1 5</p> <p>市民を守る消防救急体制の 確立</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 救急業務の高度化</li><li>(2) 消防活動拠点の整備</li><li>(3) 消防の広域連携・協力体制の充実強化</li><li>(4) 消防団の充実強化</li><li>(5) 防火・防災教育の充実</li></ol>

**【基本的政策】地域の防災力を高めるまちづくり**

**1 目指す姿**

- (1) 「自分の命は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る」という理念を基本とし、いざという時に市民や地域、事業所等が互いに連携をとりつつ、自主的に避難行動を起こすことができるまちとなっている。
- (2) 災害の未然防止に努めるとともに、避けることができない災害による被害を最小限にとどめる「災害に強く、災害対応力の優れたまち」となっている。
- (3) 災害リスクへの対応が図られた安全な住環境が形成されている。

**2 現状と課題**

**(1) 防災・減災に関する情報発信**

本市では、ハザードマップや防災行政無線、安全・安心メールなど、様々な媒体を使って防災情報の発信や啓発に努めていますが、「自分の命は自分で守る」という行動につなげるためには、情報を的確かつ迅速に提供していくことが求められます。



ハザードマップ

**(2) 地域防災力の向上**

- ① 「自分たちのまちは自分たちで守る」ためには、防災を日常的に考えることができるよう、全ての世代への効果的な防災教育と地域における防災人材のさらなる育成が求められます。
- ② 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策、非常食等の備蓄など、各家庭において災害に備える必要があります。
- ③ 高齢者や障害者などの避難行動要支援者が、安心して地域で暮らせる防災体制を整える必要があります。



防災備蓄品

**(3) 災害応急対策のための各種計画と避難所環境の整備**

- ① 大規模な災害に備え、国や県等からの支援を円滑に受けるための受援体制の整備や、長期に渡る避難生活のストレスを軽減するため、避難所の環境整備が求められます。
- ② 地震等の大規模災害発生時には、地方公共団体自身の被災も想定されます。そうした状況にも対応できるよう、行政による適切な業務執行のための継続性の確保や、速やかな復旧体制の構築が求められます。



受援体制のイメージ

#### (4) 自然災害に強いまちづくり

大規模な被害が予測されている大地震の発生や近年の開発等に伴う都市化の進展により流域の保水・遊水機能の低下が進む中、地球温暖化に伴う気候変動から、大雨の頻度増加、台風の激化等による被害が危惧されており、自然災害に強いまちづくりが求められています。特に、市街地では集中豪雨等に伴う降雨量の増加により、大量の雨水がそのまま川や下水道に流れ込み、洪水や道路冠水、住宅への浸水被害が発生するリスクが高まっており、対応が必要となっています。

### 3 展開する施策

#### (1) 多様な手段による分かりやすい防災情報の提供

- ① 災害時だけでなく国民保護の観点からも避難情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、防災アプリやSNSによる発信など、多様な手段の導入により情報伝達機能の強化を図ります。(重点 P46)
- ② 自宅や職場の津波・洪水等のリスクや避難所情報等を分かりやすく、効果的に届けられるよう、最新テクノロジーを活用した手法も導入し、防災・減災意識の向上に取り組めます。



#### (2) 自助・共助の取組の推進

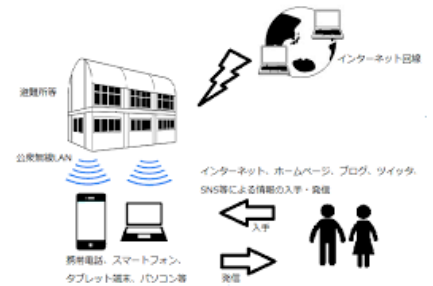
- ① いざという時に市民や地域、事業所等が連携できるよう、地域が主体となった防災訓練の充実や引き続きワークショップ等を開催するなど、自治会や自主防災組織等の活動支援に取り組むとともに、コンビニート企業等による防災協議体とも連携し、災害時に備えます。
- ② 地域の自助、共助の取組を更に推進できるよう、防災大学等の防災教育等の充実により、人材育成に取り組めます。(重点 P47・48)
- ③ 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策のスピードアップを図るとともに、非常食や飲料水の備蓄など、市民や事業所への防災意識の啓発に取り組めます。
- ④ 避難行動要支援者の避難支援について、関係機関との連携を強化し、円滑かつ迅速な避難行動につなげるため、地域における防災体制づくりに取り組めます。

### (3) 実効性の高い計画づくりと指定避難所の環境整備

- ① 避難生活を過酷なものとするのしないよう、国の指針等に基づき衛生管理上必要な設備や要配慮者に配慮した備品、災害情報等の入手のための環境整備を計画的に進めます。また、国や県等からの支援に備え、国・県・地域等関係機関と連携しながら実効性の高い受援計画の策定を行い、災害からの速やかな復旧を図る体制を構築します。
- ② 学校や地域団体など関係機関との連携や協力のもと避難所運営体制の構築に努めます。また、要配慮者への合理的な配慮に努めるとともに、福祉避難所等の充実にも取り組みます。
- ③ 災害発生時においても業務の継続性を確保するため、業務継続計画の見直しを行います。また、計画や指針、マニュアル等を実効性の高いものとするため、国土強靱化や国・県等の計画との関連性を踏まえながら随時見直しを行い、最新の状況に対応できるよう備えます。



避難所 パーテーション







### (4) 自然災害に強い安全なまちづくり

- ① 被災時の対応や復旧に必要な道路、被災後すぐに必要となる生活用の水管路や、多くの人が訪れる施設などの社会インフラの耐震化を進めます。また、老朽危険家屋の除却や狭隘道路の整備に努めます。
- ② 治水安全度の向上を図るため、準用河川などの整備・改修を進めるとともに、三重県が行う三滝川などの改修事業の進捗に併せて、必要な内水対策を進めます。(重点P49)
- ③ 市街地の雨水浸水対策については、床上浸水対策の多い箇所などから優先順位をつけて対策を進めます。
- ④ 雨水貯留機能を有する都市農地や保水機能を有する市街地外縁部の里山の保全を図ります。
- ⑤ 行政が行う整備に加えて、市民が実施する宅地等の嵩上げや雨水止水板の設置に対し支援等の検討を行い、既存の市街地を水害に強くする取組を促進します。
- ⑥ 災害リスクを踏まえた居住誘導に努めます。

<p>市民・事業者等が 取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら進んで情報を収集し、防災意識の向上に努めます。</li> <li>・訓練等に積極的に参加し、一人ひとりが自助・共助の主体として行動します。</li> <li>・住宅の耐震化を進めるとともに、家具の固定や食料・飲料水の備蓄、非常持出品等の準備を行います。</li> <li>・事業所内での防災対策を強化するとともに、災害発生時に地域と連携できる関係づくりに努めます。</li> <li>・災害リスクを考えた居住場所の選択や、危険な場所の情報共有など、行政と協働した安全なまちづくりに取り組みます。</li> </ul>
-------------------------------	--

4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
防災訓練参加人数	地域で実施されている防災訓練の参加人数	17,858 人 (平成 30 年度)	23,000 人 
食料・飲料水の備蓄率	家庭における食料や飲料水の 7 日以上の備蓄率	食料：11.6% 飲料水：17.4% (平成 30 年度)	50% 
住宅の耐震化率	住宅における地震被害の軽減を図るため、旧耐震基準の木造住宅の耐震化率を高める。	84.5% (平成 26 年度)	95.0% 
準用河川の整備率	流下能力の向上を図り、治水安全度を高めるため、準用河川の整備を進める。	53.7% (平成 30 年度)	85.8% 

## 【基本的政策】 市民を守る消防救急体制の確立

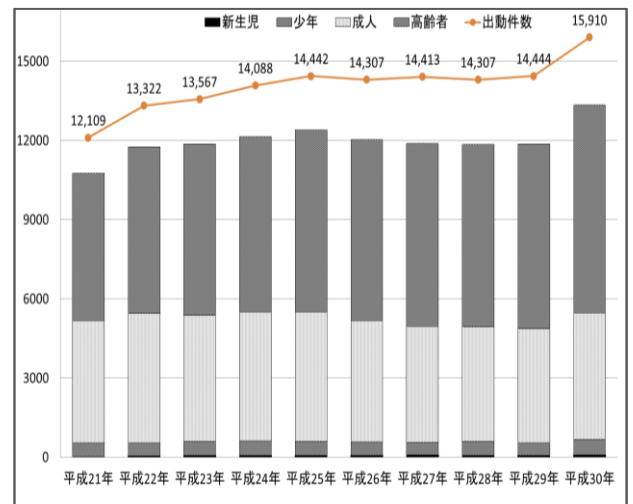
### 1 目指す姿

- (1) 消防施設・装備・人員が適正に配備され、消防・救急・救助の技術が向上して火災や災害などの非常時に対応できる消防・救急体制が確立している。
- (2) 市民や事業者が、防火・防災に対する高い意識を持ち、火災等の発生数が減少するとともに、火災等の災害における被害を最小限に抑えられている。

### 2 現状と課題

#### (1) 救急出動件数の増加と救急業務の高度化

高齢化の進展や在宅医療の増加など、社会環境の変化により救急出動件数が増加するとともに、救急救命士による処置の拡大や医療機器の技術開発による高度な救急業務が求められています。



救急出動件数及び年齢区分搬送人員

#### (2) 消防活動拠点の老朽化等

消防署所などの消防活動拠点は、これまでの整備により、必要な拠点数は確保されましたが、老朽化が進んでいる施設の改築や市内西部地域における活動拠点の機能強化等を行う必要があります。

#### (3) 大規模災害や人口減少・少子高齢化を見据えた消防広域連携のあり方

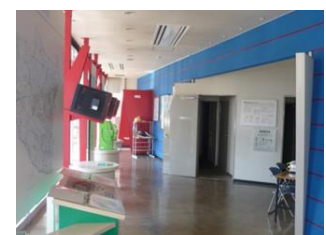
大規模災害の発生や人口減少・少子高齢化社会への対応など、今後の消防を取り巻く環境変化に柔軟に対応していくため、本市は三重県の代表消防本部として、県内消防本部との広域連携をより強化していく必要があります。

#### (4) 消防団を取り巻く環境の変化

地域防災の中核として大きな役割を果たす消防団は、少子高齢化や就業形態の変化により団員の確保が困難となっています。将来にわたり、持続可能な消防団活動を行うため、消防団の機能強化と団員確保に向けた取組を進める必要があります。

#### (5) 市民・事業者等の防火・防災力の向上

火災や災害による被害を最小限に抑えることや、救える命を救うためには、市民や事業者等の協力が不可欠であり、日頃から、実践的な知識や技術を身に付けることができる機会や環境を整備する必要があります。



現在の防災教育センター

### 3 展開する施策

#### (1) 救急業務の高度化

- ① 次世代高速通信（5G）や IoT、AI など、最先端技術を活用した救急処置の高度化や傷病者を医療機関へ収容するまでの時間短縮に取り組みます。（重点 P55）
- ② 市立四日市病院に設置した救急ワークステーションのさらなる充実や、他の医療機関との連携強化を推進します。
- ③ 救命率の向上と救急業務の高度化に対応するため、今後も引き続き救急救命士を養成し、救急車に複数の救急救命士が乗車できる体制の確保に取り組みます。



救急ワークステーションでの研修

#### (2) 消防活動拠点の整備

- ① 老朽化している南消防署庁舎を改築します。
- ② 地区市民センターに併設している北西及び西南出張所について、消防活動拠点としての機能強化を図るため、消防出張所庁舎整備に取り組みます。
- ③ 消防車両の高機能化（消火・救助などの多機能化）に取り組むとともに、内陸部に整備した消防分署の機能を強化するため、南部及び北部分署の配置部隊を増強します。

#### (3) 消防の広域連携・協力体制の充実強化

四日市市、桑名市、菰野町の3消防本部による消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の広域連携・協力体制の充実強化に取り組みます。

#### (4) 消防団の充実強化

- ① 消防団員の処遇の改善を図り、各地区分団の基本団員の確保、大規模災害時や特定の活動のみに従事する機能別団員制度（大規模災害対応、広報活動、応急手当等の訓練指導など）の充実強化に取り組むほか、施設・装備の整備を進めるなど、消防団が活動しやすい環境づくりを推進します。
- ② 消防団員の多様な人材確保の方策や適正な配置のあり方についての調査研究に取り組みます。

#### (5) 防火・防災教育の充実



- ① 幼少期から、生涯教育として防火・防災に関する教育が受けられる環境づくりを推進するとともに、現在実施している防火・防災教室の教育内容に加え、市内のすべての中学生を対象とした応急手当（心肺蘇生法）講習の実施に取り組みます。
- ② 老朽化が進んでいる北消防署併設の防災教育センターについて、VR等の最新技術を活用するなど、市民が災害を身近に感じることができ、実践的な対応を学ぶことができる機材の導入や施設の改修等に取り組みます。（重点 P48）



津波防災教育センター（和歌山県広川町）

<p>市民・事業者等が取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急病人やけが人が発生したときには、適切な応急処置や迅速な通報を行います。</li> <li>・火災が発生したときには、迅速な初期消火や通報を行います。</li> <li>・住宅防火対策を推進するとともに、放火されない環境づくりを行います。</li> <li>・事業者は、防火管理体制の強化や危険物の適正管理に取り組むとともに、定期的な消防訓練を行います。</li> </ul>
--------------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
救急出動における 119 通報受付から医療機関到着までの時間	救命率の向上を図るため、救急出動要請を受け付けてから、傷病者を医療機関へ収容するまでの時間を短縮する。	32 分 35 秒 (平成 30 年中)	32 分 00 秒 
建物火災の件数	建物火災による被害の軽減を図るため、建物火災の件数を過去 10 年間の平均件数 (60 件) より 10% 少なくする。	63 件 (平成 30 年中)	54 件 

(案)

# 基本計画（分野別基本政策）

## 政策 7 生活・居住

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 1 6</p> <p>暮らしの空間の高質化</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進</li><li>(2) 公共交通ネットワークと連動した既成住宅地の再生</li><li>(3) 安心な市営住宅の供給と周辺地域のまちづくり</li></ol>
<p>基本的政策 1 7</p> <p>地域の力を結集し 安心を築く防犯の取り組み</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地域における防犯活動への支援</li><li>(2) さまざまな主体と協働した防犯活動の実施</li></ol>
<p>基本的政策 1 8</p> <p>多様な主体の協働による 持続可能なまちづくり</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地域コミュニティの基盤強化</li><li>(2) 担い手の発掘・育成</li><li>(3) 地域づくりの拠点である地区市民センターの強化</li><li>(4) 多彩な生涯学習機会と情報の提供</li></ol>
<p>基本的政策 1 9</p> <p>ダイバーシティ社会の実現</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 多文化共生の地域づくり</li><li>(2) 男女がともに活躍できる環境づくり</li><li>(3) LGBT など多様な性のあり方への理解促進</li><li>(4) 国際交流の推進</li></ol>
<p>基本的政策 2 0</p> <p>高齢化社会に対応した 生活環境の確保</p> 	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 誰もがごみ出しに困らない生活環境の確保</li><li>(2) 多死社会への備え</li></ol>

**【基本的政策】暮らしの空間の高質化****1 目指す姿**

- (1) 様々な都市機能が高度に集積した魅力的な中心市街地が形成されている。
- (2) 公共交通を軸に中心市街地や就業地と結ばれた、快適で生活利便性の高い良好な居住地が形成されている。
- (3) 住宅困窮者のセーフティネットとして、市営住宅の必要戸数や機能が確保されている。

**2 現状と課題****(1) 人口減少・高齢化が進む中での都市空間づくり**

人口減少・高齢化の進展による消費活動や移動の減少、住民一人あたりの都市基盤の維持管理コストの増大に伴い、都市機能の維持が困難化する恐れがあります。

また、郊外住宅団地や臨海部をはじめとする既成市街地や農村集落など、古くからの居住地で人口減少・高齢化が顕著であり、空き家・空き地などの増加も予測されています。

**(2) 移動が減少する中での市内の公共交通ネットワークの維持**

35 駅を有する鉄道網とともに中心市街地を中心としたバスネットワークが形成され、鉄道とバスによる公共交通の人口カバー率は9割近くと市域を広くカバーしています。しかしながら、近年、乗客の少ないバス路線では減便や廃線が発生するなど、公共交通ネットワークの維持が困難になっています。

**(3) 改修・更新時期を迎えている市営住宅ストック**

耐用年数の1/2を経過した市営住宅が全体の87%を占めており、住宅の基本性能（屋上・外壁の防水や排水）の確保を計画的に進める必要があります。

また、社会全体の高齢化が進む中で、市営住宅のバリアフリー化や、大規模な市営住宅団地等では、高齢者世帯の見守り体制等に配慮が求められています。

### 3 展開する施策

#### (1) コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進

- ① 人口減少局面において、市街地の拡大を抑制し、既成市街地や既存集落などのストックの有効活用により、都市と環境が調和した持続可能な都市構造の形成を図ります。
- ② 立地適正化計画策定によって得られる国の支援を活用し、中心市街地に高次都市機能を誘導するとともに、公共交通ネットワークで中心市街地等と結ばれた居住地の維持活用を図ります。



#### (2) 公共交通ネットワークと連動した既成住宅地の再生

- ① 中心市街地では、再開発など民間投資を誘導しつつ、将来の良好な都市景観を形づくる建物ストックの集積を図ります。(重点 P38)
- ② 急行停車駅などの主要駅において、鉄道の利用環境を向上させるとともに、北部地域の拠点である富田駅周辺では、土地の高度利用や開発などを誘導し、都心居住の促進を図ります。
- ③ 郊外住宅団地や既成市街地などの既存住宅地における公共空間の再編や遊休土地の活用により、住環境の向上とともに新たな住宅の供給を図ります。
- ④ 道路や下水などが整備された居住地における空き家の建替えやリノベーション、空き地の利活用を促進し、既存ストックの有効活用を図ります。(重点 P44)
- ⑤ 農業や里山の管理を担う農村集落の維持を図るとともに、鉄道駅周辺については、市街化調整区域であっても一定の居住を許容する土地利用制度の検討を進めます。(重点 P41)

#### (3) 安心な市営住宅の供給と周辺地域のまちづくり

- ① 市営住宅等長寿命化計画を改訂し、計画的な修繕等を行うとともにバリアフリー化など高齢化に対応した改築等を進めます。
- ② 市営住宅団地における多世代の混住に配慮した住宅供給に努めるとともに、余剰の市営住宅ストックを高齢者の見守りの拠点として活用します。(重点 P58)
- ③ 廃止予定団地では、入居者の安全確保を図るとともに、周辺地域のまちづくりに資する土地利用を誘導します。

市民・事業者等が 取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 移動手段を自動車に頼りがちな状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な移動手段を適度に利用し、環境や健康などに配慮した交通行動を心がけるとともに、中心市街地などに集積する都市機能を積極的に活用するようなライフスタイルへ転換します。</li><li>・ 住み替え支援制度や空き家バンク制度などの支援制度も活用した空き家・空き地の適正管理及び流動化の推進に取り組みます。</li><li>・ 市営住宅の適切な維持管理と地域内の良好なコミュニティを形成します。</li></ul>
-----------------------	---

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率	歩いて暮らせる環境を形成するため、基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率を高める。	62.8% (平成 27 年度)	64.7% 
高齢者等が住みやすい市営住宅戸数	バリアフリー化等により、高齢者等が安心して住むことができる住宅を供給していく。	414 戸 (平成 30 年度)	500 戸 



**【基本的政策】地域の力を結集し安心を築く防犯の取組****1 目指す姿**

- (1) 市民・警察・事業者・市等が連携し、防犯情報の共有や広報啓発等を通じて、顔の見える関係を構築し、市内全域において高い水準の防犯活動が推進されることで、子育てしやすく住み続けたいと思うことができるまちとなっている。
- (2) 犯罪の未然防止に向けて、市民一人ひとりが防犯の大切さを実感できるよう意識向上に向けた啓発活動を継続的に実施するとともに、関係部局とも綿密に連携し、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちとなっている。

**2 現状と課題****(1) 地域における防犯力の向上**

防犯パトロールや子ども見守り活動などを行う団体を対象に、活動に使用する物品等の補助を実施するなかで、メンバーの高齢化、後継者不足により、これまで行ってきたパトロールの回数を減らさざるを得ない等の声が出ており、地域における防犯活動をどのように継続していくかが課題となっています。

こうした背景もあり、自主防犯団体による防犯活動を補完する手段として防犯カメラへの需要が高まっており、自治会等が設置する防犯カメラへの補助制度のさらなる活用に向けた周知とともに、駅前広場など自治会等では設置が難しい場所へ市が設置する防犯カメラについても計画的な設置が求められています。

**(2) 実効性の高い防犯体制の構築**

自主防犯団体等による防犯パトロールをはじめ、市民、警察、事業者、市等の連携による地道な防犯活動の成果もあり、本市における刑法犯認知件数は年々減少傾向にあります。一方、中心市街地では依然として、客引き行為等が行われている現状があります。

加えて、犯罪の手口が複雑化・巧妙化するなど、新たな課題も顕在化していることから、柔軟な発想による実効性の高い防犯体制の構築が求められています。

### 3 展開する施策

#### (1) 地域における防犯活動への支援

- ① 防犯外灯設置・維持にかかる支援を継続するとともに、支援内容を拡充します。
- ② 自治会等への防犯カメラ設置に対する支援を継続し、併せて、市が設置する防犯カメラについても計画的な設置を推進します。
- ③ 防犯パトロールにおける先進事例・成功事例の紹介など、防犯に関する情報提供・情報発信を積極的に行い、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを推進します。



#### (2) さまざまな主体と協働した防犯活動の実施

(重点 P20)

- ① 自主防犯団体、市内3警察署、事業者、市等オール四日市で防犯意識の向上を目指します。また、自主防犯団体同士の横のつながりについても強化に努めます。
- ② 市民はもとより、仕事や観光で四日市を訪れる人にとっても安全・安心で楽しいまちとなるよう地域住民と警察、市が連携し、中心市街地における客引き行為等の防止に取り組みます。
- ③ 広報よっかいちや市ホームページ、安全安心防災メール等を効果的に活用し、新たな犯罪手口にも対応しつつ、的確な防犯情報の提供に努め、刑法犯認知件数のより一層の減少につなげていきます。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯パトロールや子ども見守り活動等、地域における自主防犯活動の継続的な実施に努めます。</li> <li>・ 防犯外灯や防犯カメラについて、地域の状況を踏まえ、防犯効果が高い場所への設置を進めます。</li> <li>・ 市民一人ひとりができる「日常生活における防犯対策」について周知啓発を行います。</li> </ul>
-------------------	--

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
四日市市地域防犯協議会加盟団体数	自主防犯団体と警察署及び市で構成する四日市市地域防犯協議会の加盟団体を増やすことで、防犯分野におけるネットワークを強化する。	36 団体 (平成 30 年度)	50 団体 
防犯カメラの設置補助金活用地区数	自治会等による市補助金を活用した防犯カメラの設置を全市的に促進し、防犯力向上を図る。	20 地区 (平成 30 年度)	全地区 

**【基本的政策】多様な主体の協働による持続可能なまちづくり****1 目指す姿**

- (1) 自治会等の地縁団体、NPO、ボランティア団体、事業者など多様な主体が連携し、それぞれの強みを出し合い、能力・経験を生かせるまちとなっている。
- (2) 地区市民センターを拠点に、自治会等を中心とした住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災の活動に取り組むことができるまちとなっている。
- (3) 「だれでも、いつでも、どこでも、学びたいときに学べる」を目標に、ライフステージに応じた学習機会が整備され、市民の生涯学習に対する意欲が高いまちとなっている。

**2 現状と課題****(1) まちづくりの担い手不足**

市民活動の維持・継続が、地域づくりにとって重要であることから、「人材の発掘・育成」、「市民活動団体の育成・強化」に努めているものの、少子高齢化が進むなか、まちづくりに取り組む自治会等において、担い手不足を課題と捉えている団体が増えています。

**(2) 地域づくりの促進や住民ニーズの多様化**

これまで40年余りにわたり、住民に最も身近な行政機関として地域づくりに重要な役割を果たしている地区市民センターについて、今後一層の多様化が見込まれる住民ニーズに応じた機能の拡充を図っていく必要があります。

**(3) 人生100年時代で求められる生涯学習の場**

高齢化が進み、地域では多様な課題が生じています。地域で暮らす全員が「人生100年時代」をいきいきと過ごすことができるよう、魅力的で参加しやすい生涯学習の場を提供する必要があります。

**3 展開する施策****(1) 地域コミュニティの基盤強化**

- ① 自然災害に対する防災減災の備えや、高齢社会への対応、子どもの見守りなどの多様化する地域課題の解決に向け、自治会や住宅関連事業者等と連携して、地域住民の自治会加入を促進することで、地域コミュニティの強化を図ります。
- ② 男女がともに自治会長などの地域社会づくりを担うリーダーに就任できるよう、役割の見直しや他団体の事例紹介などのほか、リーダー養成講座の実施や啓発に努めます。
- ③ 事業者に対しては、居住する地域の活動へ積極的に参加するよう従業員に呼びかけ

ることや、参加にかかる休暇制度の導入などについて協力を求めています。

- ④ 住民同士による支え合いや、地域資源を活用した地域おこしにつながるような活動などに対して必要となる財政的支援を行うとともに、それらを実施する地域団体が連携できるようコーディネートをしていきます。

## (2) 担い手の発掘・育成

- ① なやプラザの市民活動センターとしての機能を生かし、市民協働によるまちづくりを推進するとともに、市民協働の大切さについて積極的な啓発を展開し、市民協働について深く理解したうえで行動できる人材の育成を目指します。
- ② プロボノ活動などを通じて、社会貢献活動を実施したい事業者と連携し、現役世代を中心とした今後の地域づくりを担っていく世代に対して、ボランティア等への参加を呼びかけるなど、地域課題の解決に向けた意識の醸成を図っていきます。
- ③ 本市の将来を担っていく子どもたちに、協働の考え方に基づく事業を体験してもらうことで、地域課題への関心、郷土愛の醸成につなげます。

## (3) 地域づくりの拠点である地区市民センターの強化



- ① 高齢者でも利用しやすい施設とするためのバリアフリー化や、プライバシーに配慮した受付や相談窓口の配置などによって、さらに利便性を高めるとともに、窓口での手続きや相談、情報提供について、多言語にも対応できるよう情報通信技術を利用することにより、窓口の強化や相談業務の拡充を図ります。
- ② 災害時における防災拠点や住民の避難施設として、地区市民センターに非常電源としての電気自動車などを備えることにより施設の機能強化を図ります。また、将来における地区市民センターの施設の更新については、アセットマネジメント計画との整合性を図りつつ、そのあり方を調査・検討します。

## (4) 多彩な生涯学習機会と情報の提供

- ① 市民誰もが生きがいを持って「人生 100 年時代」をいきいきと過ごせるよう、市民大学一般クラスや熟年大学を開催するほか、地区市民センター等を活用した福祉、環境、人権、防災、防犯などの幅広い分野にわたる学習機会の提供により、市民のライフステージに応じた学習活動を推進し、その活力を地域社会づくりにつなげていきます。
- ② 市民が学びたいと思ったときに、適時、生涯学習に関する情報が入手できるよう、市や地区市民センターの広報誌、ホームページ、SNS など多様な媒体を活用したきめ細かな情報提供により利便性の向上を図るとともに、様々な機会を活用して市民ニーズの把握に努めるなど、市民の生涯学習活動を支援していきます。

<p>市民・事業者等が 取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は、さまざまな主体がお互いの特性を生かして課題に取り組むという市民協働の考え方を理解し、まちづくりに取り組みます。</li> <li>・事業者は、市民活動への理解を深めるとともに、地域貢献・社会貢献活動の推進に努めます。</li> </ul>
-------------------------------	---

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
地域社会づくり活動の参加者数	住民同士による支え合いや、地域資源を活用した地域のつながり活動などへの参加を促進する。	528,412 人 (平成 30 年度)	550,000 人 
プロボノ活動支援事業に参加したプロボノワーカーの所属企業・団体数	より多くの企業や団体から、社会貢献活動を行いたい人材を供給してもらえるよう積極的な周知啓発を推進する。	のべ 19 社 (平成 30 年度)	のべ 30 社 



**【基本的政策】ダイバーシティ社会の実現****1 目指す姿**

- (1) 性別や年齢、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などの多様性が受け入れられ、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会になっている。
- (2) グローバル化の進展に対応した市民による国際交流が広がるとともに、国際感覚に優れた人づくり、国際性に富んだ地域社会が形成されている。

**2 現状と課題****(1) 外国人市民の増加**

現在、本市では市民の約3%が外国人と、全国的にみても外国人市民が多く居住する都市となっています。今後、労働人口の減少が進むなか、さらに多国籍の外国人を受け入れていくことが予測されるため、国籍や民族、文化のちがいを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め、尊重し合い、ともに支えて暮らせる多文化共生社会を実現する必要があります。

**(2) 性別が原因で、活躍したくてもできない**

本市が実施した市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的役割分担意識を持つ人がいまだ少なくありません。また、女性の多くが希望する就業形態に就けていないことや、男性が家事・育児に参画しづらいことがわかりました。加えて、女性相談の半数以上はDV相談であり、DV被害者の生活再建が困難という現状もあります。これらを踏まえ、誰もが個性と能力を十分に発揮でき、個人の価値観を認め合える社会を実現するための意識改革や環境づくりが必要です。

**(3) 多様な性のあり方への対応**

LGBTなどの多様な性のあり方を理解し、認め合える環境づくりが求められています。

**(4) 姉妹都市・友好都市交流**

本市は米国・ロングビーチ市と姉妹都市提携を、中国・天津市と友好都市提携を締結し、様々な分野における交流事業を通して相互理解と友好親善を深めてきました。一方で、社会経済状況は変化し、国際化が進んでおり、自治体のみならず、民間における国際交流も多様化、日常化しています。

今後は、これまで培ってきた姉妹都市・友好都市交流をベースに、時代の流れやニーズに即した国際化、グローバル化を図っていく必要があります。



ロングビーチから来訪した交換学生と教師

### 3 展開する施策

#### (1) 多文化共生の地域づくり

- ① 国籍の異なる住民間の交流を促すイベントや、多文化共生に関連する講演会の開催などを通じて、多文化共生への理解促進を図ります。また、外国人市民も地域の一員として地域づくりへの参画が進むよう、個別に情報提供するなど自治会等の地域団体と連携した取組を図ります。
- ② 多文化共生社会の実現に向け、部局横断的に施策を推進するため、市の体制を整備するとともに、増加する外国人市民が共に学び・交流し合うために必要な規模の拠点施設を整備します。また、全国的な制度の改善が望まれる場合は、同様の課題を抱える他の自治体と連携して国等に働きかけていきます。
- ③ 医療や福祉、居住など日常生活に必要な制度の情報や、防災・防犯など安全に関する情報などについて、やさしい日本語や、情報通信技術の活用による多言語での提供を図るとともに、外国人市民に対するワンストップでの相談体制を充実させます。
- ④ 地域での円滑なコミュニケーションや、就労・就学に向けたキャリア形成を図るために必要となる日本語学習の機会や学習場所を積極的に提供するとともに、日本社会や文化への理解促進や、外国人市民の居場所づくり、就労環境向上に向けた支援を行うなど、外国人市民にもやさしい環境づくりに努めます。

#### (2) 男女がともに活躍できる環境づくり

- ① 男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、いまだに残る固定的な役割分担意識の解消、ジェンダーの視点を持ち社会のあらゆる慣習やしきたり等を見直すなど、男女共同参画の意義と必要性を、社会教育、学校教育などのあらゆる場で、市民や事業者などのあらゆる人たちにわかりやすく伝えていきます。
- ② 男女がともに働き続けることができ、家事、育児、介護等に参画できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、女性が職業生活において活躍できるよう、就労支援や起業支援を実施し、併せて女性が政策・方針決定などの場にいっそう参画することができるよう、女性登用を促進します。また、時代の変化に応じた施策等については、男女共同参画基本計画の見直しにより対応していきます。
- ③ 男女が互いの人権を尊重し、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、さまざまな機会をとらえて、DV防止の啓発、若年層へのDV予防及び人権教育を行うとともに、安心して相談できる体制の充実を図ります。
- ④ ひとり親家庭のなかでも、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低い傾向にあり、生活上の困難に直面しやすいことから、就労に関する支援や情報提供を行います。また、男女により健康上の違いがあることや、若い時から自分自身の身体に関する正しい知識を深めることの必要性を伝えていくとともに、生涯を通じた健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた正しい情報の提供や支援に努めます。

### (3) LGBT など多様な性のあり方への理解促進

性のあり方は多様で、それらは一人ひとりの人権に関わることから、講演会やイベントの開催等を通じて、性の多様性についての理解が深まるよう啓発に努めます。

また、性的指向や性自認を理由とする差別的な取り扱いがないよう、関係機関と連携し、事業者等へ協力を求めています。



### (4) 国際交流の推進

① 姉妹都市・友好都市との交流を軸に、環境、経済、医療などの分野をはじめ、文化、教育、スポーツなど、社会の変化やニーズに対応しながら、市民が参画する分野での国際交流を推進していきます。

② 学校、国際交流に関わる団体などと連携して、次代を担う青少年など、より多くの市民が世界に関心を持ち、草の根の国際交流活動が促進されるよう、情報の収集や提供を行います。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民は、性別、年齢、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず認め合うダイバーシティ社会について理解します。また、男女共同参画や多文化共生にかかる計画の推進に取り組みます。</li><li>・事業者は、多様性を受け入れた平等な雇用機会及び待遇を確保し、職業や家庭などの活動を両立できる職場環境の整備、多文化共生に必要な日本語学習の支援など、ダイバーシティ社会の実現に向けた対応や協力を行います。</li></ul>
-------------------	---

## 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
日本語教室への参加人数	多国籍の市民が地域づくりへ参画できるよう、日本語教室への参加人数の増加を図る。	14,608人 (平成30年度)	20,000人 
審議会等の女性委員比率	女性の政策方針決定過程への参画を高めるため、市民が参加する審議会等の女性比率の増加を図る。	34.4% (平成30年度)	40%~60% 



## 【基本的政策】 高齢化社会に対応した生活環境の確保

### 1 目指す姿

- (1) 高齢化社会や多死社会などの実情に対応し、快適な生活環境が確保された、住んでいて良かったと思える街になっている。

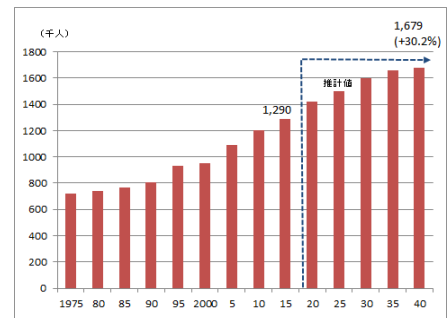
### 2 現状と課題

#### (1) ごみ排出の困難化

本市では、集積場を設置し、行政によりごみの収集を行う「ステーション方式」を採用していますが、高齢化、核家族化の進展などにより、地域の集積場に日々のごみ出しができないといった課題を抱える世帯が増加します。ごみ出しを含めた地域での生活を支えるため、福祉サービスと併せた多角的な対応が求められます。

#### (2) 多死社会の到来

厚生労働省によると、年間の死亡者数は2040年には168万人、2015年比で39万人増加すると見込まれています。今後は身寄りのない方の埋葬や墓地の無縁化などが想定されるため、公営霊園のあり方の検討が求められます。



死亡者の将来推計

### 3 展開する施策

#### (1) 誰もがごみ出しに困らない生活環境の確保

福祉部局や地域の介護事業者等と連携し、ごみ出しが困難な世帯の**実情に応じたごみ収集のシステム**を構築します。(重点 P57)

#### (2) 多死社会への備え

- ① 大都市や地方都市における合葬墓など、多様化する葬儀や墓地に対する市民意識と実態の調査を行います。
- ② 人としての尊厳を守るという基本的な考え方のもと、本市としてふさわしい公営霊園の方向性を見出します。



東京 小平霊園 合葬墓

市民・事業者等が 取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを定められたとおりに分別し、適正な排出を行います。</li> <li>・霊園を適正に管理、利用します。</li> </ul>
-----------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
—	—	—	—








※定量的な指標になじまないため、設定しない。



(案)

# 基本計画（分野別基本計画（分野別基本政策）

## 政策8 健康・福祉・医療

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 2 1</p> <p>誰もがいつまでも健康で暮らせるまちの実現</p>  	<p>(1) 健やかな生活習慣の形成と疾病予防・重症化予防</p> <p>(2) こころの健康づくり</p>
<p>基本的政策 2 2</p> <p>住み慣れた場所で自分らしく暮らせる環境づくり</p>   	<p>(1) 地域包括ケアシステムによる地域共生社会の実現</p> <p>(2) 地域の支えあいを担う人材の育成</p> <p>(3) 在宅医療を支える体制の強化と環境づくり</p> <p>(4) 在宅で療養する患者・家族を支える環境づくり</p> <p>(5) 認知症施策の推進</p>
<p>基本的政策 2 3</p> <p>質の高い医療を安定的に提供する体制整備</p>    	<p>(1) 市立四日市病院における将来需要を踏まえた医療環境の整備</p> <p>(2) 市立四日市病院における医療従事者の充実と地域の医療機関との役割分担と連携の推進</p>

## 【基本的政策】 誰もがいつまでも健康で暮らせるまちの実現

### 1 目指す姿

- (1) 「人生 100 年時代」において、若い世代から高齢者まであらゆる世代が自らの健康に関心を持ち、健康づくりを実践することで、いきいきと活躍できる社会が実現している。

### 2 現状と課題

#### (1) 健康づくりの推進、疾病予防・重症化予防

「人生 100 年時代」において、市民一人ひとりがいつまでも健康で自立した生活を送るためには、若い時から健康に関心を持ち、運動の実践や望ましい食生活などの健康づくりに取り組む必要があります。

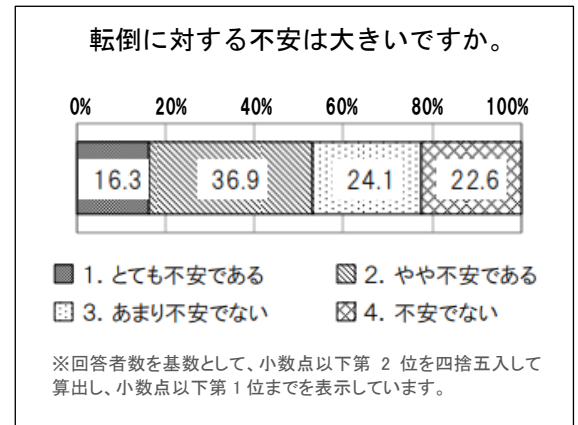
本市においては、市民の健康意識は高まりつつありますが、若い人の運動・スポーツの実施率は低く、高齢者においては、転倒や病気になることへの不安を持っている人が多いこと、趣味やサークル等地域で開催される活動への参加が増えない現状があります。

今後、早い段階からの生活習慣病予防や重症化予防に加え、家庭、地域、職場で健康づくりに取り組み、生涯健康であり続けることのできる環境づくりや仕組みづくりが必要です。

#### (2) こころの健康づくり

こころの健康は、個人の性格や資質だけでなく、身体の状態や職場・家庭の人間関係、経済状況等の社会的な要因の影響を受け、生涯を通じておよそ 4 人に 1 人と誰もがこころの病にかかる可能性があります。

市民一人ひとりがこころの健康について正しく理解し、適切に対応・対処できるような働きかけ、そして周りからのサポートが受けられる体制整備が必要とされています。



平成 28 年度四日市市 高齢者介護に関する調査結果  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査) 出典

### 3 展開する施策

#### (1) 健やかな生活習慣の形成と疾病予防・重症化予防（重点 P51）

- ①健やかな生活習慣の形成のために、生涯にわたって家庭や職場、地域の中で楽しみながら自然と健康づくりに親しむ機会や場を増やすといった環境づくりや、きっかけづくりを強化し、継続的な健康づくりの習慣化を図ります。
- ②がんや糖尿病などの生活習慣病予防や予防接種等により、疾病予防や重症化予防を図ります。



冊子「ARUKU」

#### (2) こころの健康づくり

- ①市民一人ひとりがこころの健康に関心を持ち、理解を深め、適切な行動がとれるよう、さまざまな機会を捉えて普及・啓発を行っていきます。
- ②家庭や学校、職場等において、身近な人の変化に気づき、必要に応じて専門機関へつないだり、見守っていくといったサポートができるような体制整備を進めます。
- ③精神障害のある人が適切に受診行動がとれ、住み慣れた場所で日常生活を送ることができるよう、電話による相談や家庭訪問など個別支援体制の充実を図ります。



周知・啓発用パンフレット



周知・啓発用ポスター

市民・事業者等が取り組んでいくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・地域・事業者など総ぐるみで健康機運を盛り上げていきます。</li> <li>・働く世代から高齢者まで、生涯にわたってこころとからだの健康の維持増進に取り組み、高齢となっても介護の支え手や地域活動ができるような基盤づくりを目指します。</li> </ul>
-------------------	--

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
スポーツ・運動を週1回以上実施した割合（実施率）	スポーツ・運動を実施する人は、健康の意識が高いことから、実施率を高める。	49.9% (平成28年度)	65% ↑

**【基本的政策】 住み慣れた場所で自分らしく暮らせる環境づくり****1 目指す姿**

- (1) 人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」が実現している。

**2 現状と課題****(1) 本人の希望と家族のライフスタイルに対応できる地域福祉の体制強化**

高齢者や障害のある人をはじめ、地域に暮らすすべての人が、さまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになっていっても、住み慣れた地域で安心して生活を送れる社会をつくるのが地域福祉の考え方です。その実現に向けては、本人の希望や家族のライフスタイルを尊重し柔軟に対応することが求められますが、生活上の課題は複雑かつ多様化してきており、孤立死や高齢者、障害のある人、子どもに対する虐待事案なども発生しています。

その一方で、地域のボランティアは、その確保が困難になっている地域も多く、市は、公的な福祉サービスを適切に運営するとともに、こうした活動の担い手となる人材の確保に取り組んでいく必要があります。

**(2) 在宅医療を支える体制のあり方**

人生の最期を自宅で迎えたいと希望する人は多く、本市においては実際に自宅で死亡した割合は 18.3%と、県平均（12.8%）を上回っており、自宅での看取りが徐々に浸透してきています。しかし、家族の負担や症状が悪化したときの不安感等から在宅での療養を困難と考える人も少なくありません。

高齢化がますます進展し、今後、さらに在宅医療が重要視される中で、在宅医療にかかる不安感等を払拭し、より良い療養生活を送るためには、医療と介護の協働・連携による在宅医療の体制の確立が不可欠です。

また、福祉事業に従事する人材の確保と育成は、事業者にとって大きな課題であるだけでなく、多様化する福祉サービスへの需要に応えるためにも重要です。

**(3) 高齢化の進展に対応した認知症施策**

高齢化の進展により、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれる中、認知症高齢者やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する地域の理解を促進し、見守り体制を充実するとともに、早期診断・早期対応体制の強化が求められています。また、認知症が進行した時に利用できる医療・介護・生活支援サービスの確保とあわせて、状態に応じた適切な支援が行える仕組みづくりを進めていく必要があります。

### (1) 地域包括ケアシステムによる地域共生社会の実現

高齢者の地域包括ケアシステムを土台として、行政のみならず、地域住民、自治会等地域団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 法人、事業者などが参画し、高齢者だけでなく障害のある人、生活困窮者など、対象者ごとに縦割りであったシステムを連携させます。また、相談体制についても、より包括的な支援ができるよう、対応力の強化を図ります。

### (2) 地域の支えあいを担う人材の育成

- ①地域包括ケアシステムを深化・推進するうえで、多様な主体による取組の育成はますます重要となることから、今後はさらに裾野を広げるため、生活支援コーディネーターの体制を充実するなどして、新たな人材の発掘やマッチングの仕組みづくりを推進します。
- ②介護予防に資する住民主体の通いの場である「ふれあいいきいきサロン」の活動が身近な地域に広がるよう支援し、住み慣れた地域で元気に暮らしていけるまちづくりを推進するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス（サービス B）の担い手育成にもつなげていきます。

### (3) 在宅医療を支える体制の強化と環境づくり

- ①各地区で実施する地域ケア会議や地域包括支援センターごとに実施する医療・介護連携地域ケア会議において、在宅医療・介護連携に関する課題を抽出し、検討を行い解決を図ります。また、全市的な課題のうち医療的な支援が必要な課題については、「安心の地域医療検討委員会」で、日常的な生活支援などの課題については、「長寿社会づくり懇話会」でそれぞれ検討を行い、課題解決に向けた体制の構築を行います。
- ②医療関係者と介護関係者の情報共有による連携強化に向けて、基幹 3 病院から在宅療養に移行した患者の情報について、ICT（情報通信技術）を活用したシステムの普及促進に努めます。
- ③医療・介護関係者の研修については、緩和ケアや認知症ケア等、介護施設で働く職員のニーズに合わせた医療職からの研修を引き続き実施し、介護関係者と医療関係者の相互理解を促します。
- ④在宅医療・介護連携に関する相談支援については、「四日市市在宅介護・医療連携支援センター（つなぐ）」による相談体制のさらなる充実を図るとともに、病院から在宅療養への円滑な移行を行うために、退院時カンファレンスマニュアルの徹底を図ります。



退院時カンファレンスマニュアル

#### (4) 在宅で療養する患者・家族を支える環境づくり




- ①在宅医療の中核を担う訪問看護師のスキルアップを図るため研修を実施するとともに、訪問看護師のニーズに合った研修内容の充実を図ります。
- ②在宅療養者及び家族が安心して療養生活が送れるよう、在宅医療の後方支援体制としての機能を担う事業のあり方、及び市内医療機関に開設された地域包括ケア病床との役割分担について検証を行いながら、在宅医療支援のための病床の確保を図ります。
- ③必要な介護保険サービスの提供には、人材の確保と育成が不可欠であることから、潜在的な人材の掘り起こしや介護従事者の負担軽減に資する新たな技術の活用の研究など、国、県とも連携しながら人材育成を進めていきます。

#### (5) 認知症施策の推進 (重点 P56)

- ①認知症の人が社会の一員として尊重され活躍できるよう、啓発事業や認知症サポーターの養成を引き続き進めるとともに、さらに一歩進んだ活動に取り組むサポーターを「認知症フレンズ」として登録し、地域での支援体制づくりを進めます。また、行方不明高齢者の早期発見のための有効な仕組みづくりを行います。
- ②MCI（軽度認知障害）の状態にある人等が認知症の疑いに早い段階で気付くことができるよう、チェックシート等を活用し、様々な機会、媒体を通じて啓発を行います。また、医療機関を受診して適切な診断を受けられるよう、かかりつけ医や専門医療機関との連携を推進するとともに、負担軽減策の導入を図ります。

市民・事業者等が 取り組んでいくこと	・「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、事業者等がそれぞれ役割を持ち、お互いが配慮し存在を認めあい、支えあいながら、孤立せずにその人らしい生活ができる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできるまちづくりを目指します。
-----------------------	--

#### 4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
今後、家族の介護や在宅サービスを受けて在宅で暮らしたいと希望する市民の割合	家族の介護や在宅サービスを利用して、住み慣れた地域で安心した生活を希望する市民が増加することを旨す。	43.8% (平成28年度)	60% 
在宅で最期を迎えた人の割合	自宅で最期を迎えたいと望む人の希望が叶っている指数として死亡者数のうち、自宅で死亡した人の増加を旨す。	18.3% 545人 (平成29年度)	23.7% 705人 
認知症サポーターの人数	普及・啓発等を通じて、社会全体の認知症への理解が深まる。	24,584人 (30年度)	42,000人 

**【基本的政策】 質の高い医療を安定的に提供する体制整備****1 目指す姿**

- (1) 高度医療、救急医療などの急性期医療を担う市民に信頼される病院として、安定した経営のもとで市立四日市病院が存続し、高度な医療が提供されている。
- (2) 高齢化の進展によるがんや動脈硬化性疾患の増加などの疾病構造の変化に対応するため、市立四日市病院と地域の医療機関との役割分担と連携がさらに進展している。

**2 現状と課題****(1) 医療を取り巻く環境の変化**

本市では、市立四日市病院、三重県立総合医療センター、四日市羽津医療センターが地域の基幹病院として高度な医療を担っています。こうした中、市立四日市病院は、昭和 53 年に現在地へ移転新築後、医療環境の変化に対応するため、数度の増築・改修を行ってきました。今後は、目標耐用年数<sup>\*</sup>の 60 年を迎える 2038 年頃まで、現在地での病院運営を継続しつつ、患者の診療・療養スペースの増大、医療機器や検査機器の大型化や複雑化、さらには医療安全対策や防災対策、セキュリティ対策等の向上といった昨今の医療環境の変化に対応していく必要があります。

<sup>\*</sup>出典 「(社) 日本建築学会の RC 造、SRC 造の普通品質の場合の代表値」

**(2) 地域の医療機関との役割分担と連携の必要性**

団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年を目前に控え、今後も医療を取り巻く環境は、これまで以上に変化していくことが想定されます。こうした中、高度医療や救急医療などの急性期医療を担う市立四日市病院において、医療従事者の充実および地域の医療機関との役割分担と連携を図る必要があります。

**3 展開する施策****(1) 市立四日市病院における将来需要を踏まえた医療環境の整備**




- ① 医療環境の変化に対応していくとともに、市立四日市病院の抱える施設課題の解決が図られるよう未改修部門を中心とした改修に向けた取り組みを進めます。
- ② 医療環境の整備の一環として、ICU（集中治療室）と HCU（高度治療室）を拡充し、救急・重症患者や手術後等の患者の管理体制の強化を図るほか、医療従事者の負担軽減も期待できる AI を活用した医療診断機器や 5G を活用した遠隔診断・遠隔治療機器など、薬事承認を受けた医療機器の導入・拡充を図ります。

## (2) 市立四日市病院における医療従事者の充実と地域の医療機関との役割分担と連携の推進

- ①市立四日市病院において、急性期医療を安定的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者の充実を図ります。
- ②市立四日市病院が指定、承認を受けている災害拠点病院、救命救急センター、DPC特定病院群、地域医療支援病院、総合周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院の役割を十分に担い、今後も北勢地域の中核病院として存続できるよう、その機能の充実強化を図ります。
- ③地域の医療機関との役割分担と連携の推進については、入院の手続きから退院後における地域での生活まで見据えた支援を行う入退院部門の新設や地域医療支援病院として地域の医療機関との間で紹介率・逆紹介率の向上などの取組を進めます。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	・日常的な医療を幅広く提供する地域の医療機関と、重症患者や救急患者などに対応する急性期病院の役割を踏まえて受診します。
-------------------	---

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
経常収支比率	企業の経常的な活動における収益性を表すもので、経常費用に対する経常収益の割合である。この数値が 100% を超える場合は単年度黒字を示す。	101.3% (平成 30 年度)	100%以上 
全身麻酔を伴う手術件数	重篤な患者に対し行われる全身麻酔を伴う手術件数により、急性期医療の提供度合を測る。	2,730 件 (平成 30 年度)	3,000 件以上 
紹介率・逆紹介率	地域の医療機関から紹介状により当院に紹介があった割合と当院から地域の医療機関へ紹介する逆紹介の割合により、地域連携の推進度合を測る。	紹介率 73.2% 逆紹介率 99.7% (平成 30 年度)	紹介率 75%以上 逆紹介率 100%以上 



(案)

## 基本計画（分野別基本政策）

### 都市経営の土台・共通課題

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 2 4</p> <p>多様な人権を尊重する まちづくり</p> 	<p>(1) 多様で複雑な人権課題に気づき、 行動できる人材・企業の育成</p> <p>(2) 人権に関する相談体制の充実・強化</p> <p>(3) 重大な人権侵害である暴力・虐待の防止 と被害者への支援</p> <p>(4) インターネット上の人権侵害等の解消</p>
<p>基本的政策 2 5</p> <p>公共施設の効率的 マネジメント</p> 	<p>(1) 公共施設の最適化</p> <p>(2) 新たな維持管理経費削減手法の展開</p>
<p>基本的政策 2 6</p> <p>効果的な シティプロモーション</p> 	<p>(1) 都市イメージの向上と 効果的な情報発信</p> <p>(2) 名古屋都市圏などをターゲットとした シティプロモーション</p>
<p>基本的政策 2 7</p> <p>スマート自治体の実現</p> 	<p>(1) AI・RPA等の活用促進及び 情報システムの最適化</p> <p>(2) 行政手続の電子化とオンライン化</p> <p>(3) 官民データ利活用による 地域課題の解決</p>

**【基本的政策】 多様な人権を尊重するまちづくり****1 目指す姿**

- (1) 市民一人ひとりが、差別解消に関する3つの法律の成立の趣旨を理解するとともに、多様化・複雑化するあらゆる人権課題を自分自身の課題として受け止め、互いの違いを尊重しながら、誰もが自分らしく生きられる共生社会の形成に向けて行動している。
- (2) あらゆる暴力・虐待の防止に関する正しい理解が市民に行き渡るとともに、相談先が広く認知され、適宜、総合的な支援が受けられることで、個人の尊厳が守られ、安心して生活することができている。

**2 現状と課題****(1) 人権意識を高め、行動に結び付けるための教育・啓発**

近年の社会情勢は、少子高齢化の進展や、急速に進む情報通信技術の発達、また外国人労働者の受け入れ拡大などによって大きな変化を遂げています。そのため、部落差別をはじめ女性差別、障害者差別、外国人差別や子どものいじめの問題などのほか、新たな人権課題として、性の多様性に関する課題、精神障害・内部障害など目に見えにくい障害を抱える方の課題や、犯罪被害者等の課題、あるいは東南アジアを中心に多様化が進む外国人市民との共生における課題などが発生しています。

本市は「人権施策推進プラン」に基づく取組を行ってきましたが、制度の充実や建物・道路のバリアフリー化の進展などで前進が見られるものの、依然として差別や人権侵害などが発生していることから、一人ひとりの人権意識を高めることがより重要になっています。

そのため、相手を思いやる中で人権課題に気づき行動する力（ちから）を培うことができるよう、様々な機会を通じて情報提供を行い、学習機会の拡充を図るとともに、学校教育と社会教育との連携を図りながら、学校・家庭・地域社会・職場を通じて、子どもから大人までのあらゆる年齢層に対して、人権尊重の意識を高め、差別をなくす行動に結びつく啓発・教育を充実していく必要があります。

**(2) 人権に関する相談体制**

相談者が一番適切な窓口で相談できるよう、相談体制の充実・強化をより一層図る必要があります。また、相談から得られた人権課題を的確に施策に反映できる体制づくりについても取り組む必要があります。

### (3) あらゆる暴力の根絶

本市の女性相談の半数以上が配偶者や交際相手からの暴力（DV）相談であるという現状や、子どもや高齢者、障害者への身体的・精神的な虐待や暴力なども発生しているため、こうした重大な人権侵害である暴力・虐待の防止と被害者への支援により一層取り組む必要があります。

また、不幸にも犯罪被害に遭われた市民やその家族に対しては、相談や情報提供、日常生活における支援など、寄り添い・支え合いの輪を広げていく必要があります。

### (4) インターネット上の人権侵害等の発生

他人への誹謗中傷や特定の個人情報の無断掲示、いじめや差別的な書き込みあるいは特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）など、情報化の進展に伴い、インターネット上で人権侵害等が散見されることから、実態を把握のうえ関係機関と連携してその解消に努めるとともに、メディア・リテラシーの養成にも取り組む必要があります。

## 3 展開する施策

### (1) 多様で複雑な人権課題に気づき、行動できる人材・企業の育成

- ① 人権を尊重する意識の確立とこれに基づく行動が市民生活に浸透するよう、学校・家庭・地域社会・職場などのあらゆる場で、多くの市民が学習の機会を持てるよう人権研修への参加を促し、一人ひとりの人権感覚に応じた教育や啓発活動を推進します。
- ② 子どもたちがいじめ問題をはじめ、さまざまな人権問題を自らの問題と捉え、差別解消に向けて主体的に行動する力の育成を図るための人権教育を推進します。また、教職員の人権意識を高め、人権教育における指導力向上を図ります。
- ③ パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な人権課題に対応できる企業づくりの推進と働く世代の人権意識の向上を図るため、四日市人権啓発企業連絡会（人企連）への活動を支援するほか、関連機関と連携し、経営者や公正採用選考人権啓発推進員を中心とした人事労務担当者に対する啓発や、市内の企業や事業者が行う従業員への人権研修等への支援を行います。
- ④ 新たな人権課題や多様で複雑な人権課題に気づき、その解決に向けて行動する職員を育成します。そのため、さまざまな人権課題やその解決にむけて、職員研修において知識を深めるとともに、人権感覚や行動する意識を形成します。

### (2) 人権に関する相談体制の充実・強化

- ① 市民からの相談に組織的な対応が行えるよう、解決に必要な情報やスキルの共有等により相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や市民活動団体等との連携強化により、相談ネットワーク機能の充実を図ります。
- ② 多様化・複雑化する人権課題に的確に対応し、相談者がエンパワメントや能力向上のための支援を受けることができるよう、相談から得られた情報や内容を施策につなげるための仕組みづくりを進めます。

**(3) 重大な人権侵害である暴力・虐待の防止と被害者への支援**



- ① 暴力や虐待に関する相談体制の整備を図るとともに、暴力の防止と被害者保護を円滑に進めるため、専門機関との連携を強化します。
- ② 配偶者や交際相手からの暴力（DV）根絶に向けて、中学生や高校生など若年層に対する予防としての人権教育の充実を図ります。
- ③ 犯罪被害に遭われた市民やその家族が、一日も早く平穏な暮らしが取り戻せるよう、犯罪被害者等の立場に立った相談体制や日常生活の支援などに取り組みます。

**(4) インターネット上の人権侵害等の解消**

近年社会問題化しているインターネット上の人権侵害等に対し、その実態を把握し、国・県等の関係機関と連携して解消につなげるとともに、メディア・リテラシーの養成などの人権教育に取り組みます。

<p>市民・事業者等が取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが、人権課題を自分自身の課題として受け止め、地域活動や学習会に積極的に参加・協力します。</li> <li>・事業者等は、市民啓発団体等と連携して、「働く世代」である従業員に対し、人権教育を行います。</li> <li>・事業者等は、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスの推進など、安全で働きやすい職場づくりを行います。</li> </ul>
--------------------------	--

**4 進捗状況を測る主な指標**

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
啓発研修への企業の参加状況	市が開催する人権研修等への、四日市市人権企業連絡会の会員企業の参加率	11.6% (平成30年度)	50.0% 
啓発研修への市民の参加状況	人権研修に参加した市民の参加率(市民人権意識調査で「これまで人権に関する学習会へ参加した」と回答した率)	33.6% (平成26年度)	40.0% 



## 【基本的政策】公共施設の効率的マネジメント

### 1 目指す姿

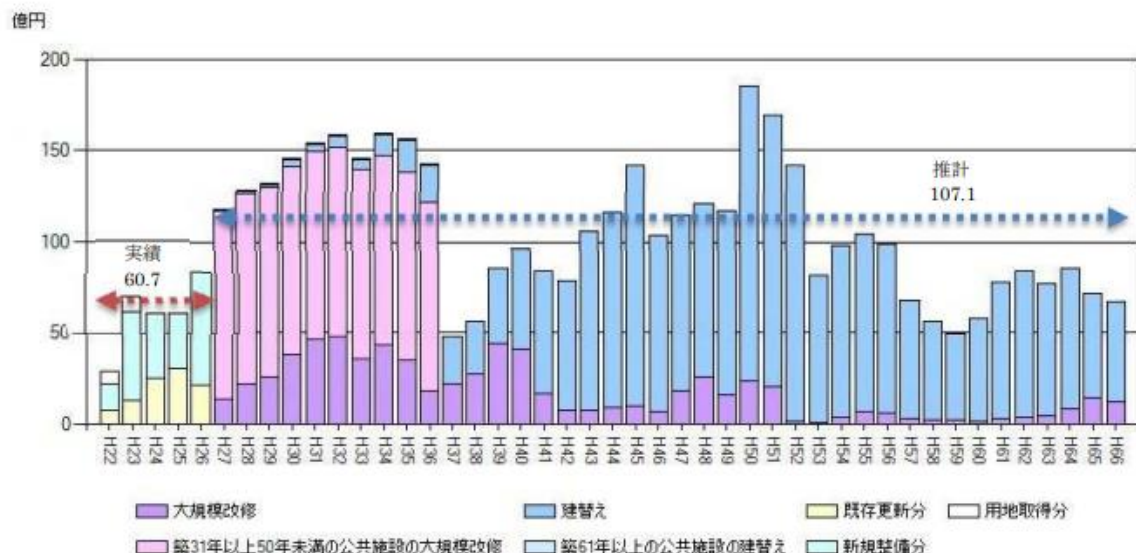
- (1) 公共施設を適正に配置し、市民にとって必要なサービスが持続的に提供されている。
- (2) 公共施設の計画的な修繕により、長寿命化が図られ、財政負担が低減、平準化するとともに、新たな管理手法の導入により、維持管理費が低減している。

### 2 現状と課題

#### (1) 公共施設の老朽化によるコストの増大

本市では、昭和40～50年代にかけて建てられた公共施設が多く、老朽化により今後一斉に更新時期を迎えることから、建て替えや修繕などによる工事費の増大が見込まれます。

多額の財政負担が短期間に集中することを避けるため、公共施設の長寿命化や社会環境の変化に応じた公共施設の適正な配置の見直しなど、「アセットマネジメント」※に取り組み、財政負担を低減、平準化することが求められます。



建築系施設の維持更新費用の推計（事業費）

※ アセットマネジメント

公共施設の維持管理や補修などを効率的に行う技術体系（ストックマネジメント）に加え、施設の集約化・拠点化や統廃合、維持管理費用や運営形態の見直しによる公共施設全体の運営の最適化と財政負担の低減・平準化に取り組む管理手法のこと

#### (2) ライフサイクルコスト※の縮減

維持管理費や修繕などのランニングコストは建築物のライフサイクルコストの中で7～8割と大部分を占めることから、本市ではこれまでも施設に係る維持管理費を削減するため、省エネルギー化の取組や、保守管理業務の委託化、指定管理者制度の導入など民間事業者の活用の実施してきました。少子高齢社会の到来により、人材不足や社会保障費の増加も見込まれる中で、さらなる効率化に向け、新たな維持管理手法の確立・展開が求められます。

※ ライフサイクルコスト

建築物の企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要な全ての費用

### 3 展開する施策

#### (1) 公共施設の最適化



- ① 市が保有する施設について、ハード（老朽化状況、立地条件等）、ソフト（コスト、利用状況）の両面から分析するとともに、人口分布、交通の利便性、立地環境など多角的な分析を行い、全市的な観点から、公共施設の適正な配置について検討します。
- ② 公共施設の適正配置の検討結果を踏まえ、施設毎の長寿命化・更新の計画である個別施設計画を策定します。これに基づき計画的に施設管理を行うことで、予防保全型の維持管理に転換し、施設の安全性を維持しつつ財政負担の低減や平準化を図ります。また、今後の施設の更新に備え、確実に基金へ積み立てをしていきます。
- ③ 市民にとって必要な施設サービスを持続的に提供していくため、今後の人口減少等の社会環境の変化に対応した効果的・効率的な公共施設のあり方について検討します。また、あり方の検討は定期的に実施し、この結果を個別施設計画にフィードバックする PDCA 管理サイクルを構築します。

この中で、公共施設の受益者負担については、施設別行政コスト計算書を活用することで、施設の維持管理経費等を基に受益者負担率や施設の稼働率から使用料を算定する統一的方法を確立します。

#### (2) 新たな維持管理経費削減手法の展開

- ① 公共施設の維持管理にかかる保守委託料や人件費削減のため、包括管理業務委託など、先進自治体等で導入されている新たな施設管理手法について、積極的に研究・検討を進め、導入に努めます。
- ② 公共施設にかかる光熱水費等の削減のため、規制緩和により競争入札が可能となった電力や都市ガスの積極的な入札化を進めます。

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
アセットマネジメント 基金の残高	今後の公共施設の更新に備えるための基金（平成 30 年度設置）	72.8 億円	
光熱水費・保守管理委託料	建築物系施設における光熱水費・保守管理委託料	—	

## 【基本的政策】効果的なシティプロモーション

### 1 目指す姿

- (1) 「訪れてみたいまち」、「暮らしを楽しめるまち」として都市イメージが向上している。
- (2) 首都圏及び東海圏において、本市の認知度が高まり、名古屋都市圏で存在感の高いまちとなっている。

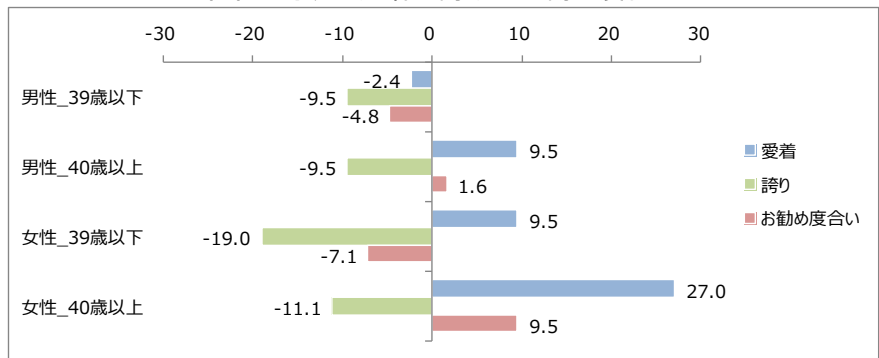
### 2 現状と課題

#### (1) 本市の良さや魅力が十分に認知されていない

本市は、都市の持続的な発展を目的として、平成28年4月に「四日市市観光・シティプロモーション条例」を施行し、市民、事業者、行政が一体となり、本市の魅力の創造と市内外への情報発信などを行ってきました。しかしながら、「三重県・名古屋都市圏・首都圏在住者を対象とした都市に対するイメージ調査」(平成29年実施)において、本市は、石油化学コンビナートを中心として発展してきた産業都市としての認知度は高いものの、暮らしやすい都市としては十分に認知されていません。

また、「市民の四日市市に対するイメージ調査」においても市民の本市を誇る気持ち(シビックプライド)が低く、特に若い女性(20代・30代)が本市を支持していないという結果が出ています。

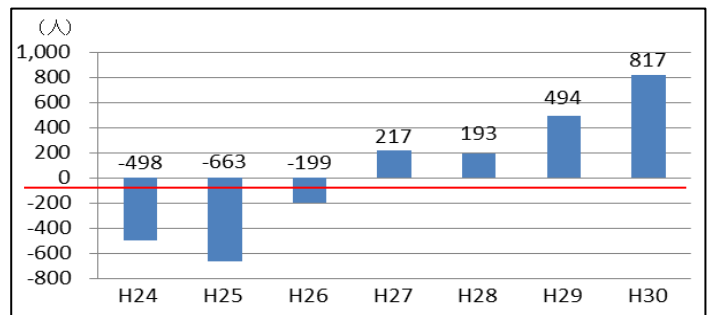
四日市市に対する愛着・誇り・お勧め度合い



出典：市民の四日市市に対するイメージ調査

#### (2) 存在感を発揮し、選ばれる都市となる効果的なシティプロモーション

本市を取り巻く社会情勢として、人口減少と高齢化、そして、これらが引き起こす市場規模の縮小や生産年齢人口の減少による地域の経済力や活力低下が見込まれています。総人口が減りゆく一方で、東京を中心とする首都圏への人口一極集中が加速化する状況において、本市が、将来にわたり地域の活力を維持・増進し、持続的に発展するためには、政策・施策の充実に加え、効果的なシティプロモーションも活用し、住民や企業・各種団体だけでなく、多くの来訪者から「選ばれる都市」として存在感を発揮する必要があります。



本市人口の社会増減※ 出典：住民基本台帳

※社会増減・・・転入や転出によって生じる人口の増減

### 3 展開する施策

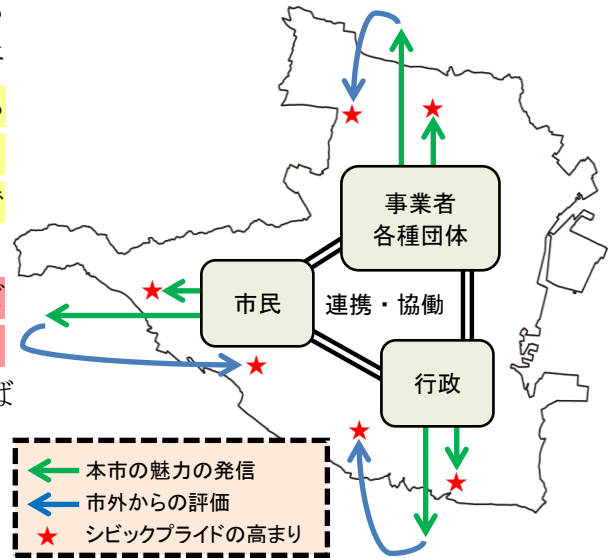
#### (1) 都市イメージの向上と効果的な情報発信

①「良さを知ってもらう」きっかけとなる都市イメージを確立し、市民や事業者、市外の人たちにも、四日市市の良さや魅力を的確に伝えてもらえるよう、市行政の各分野において、キャッチフレーズや映像を活用して幅広く効果的に情報発信を行います。

②本市の魅力が市内外で広く話題となることで、市民や事業者の本市の魅力に対する認識が深まり、まちへの帰属意識やシビックプライドが高まるという好循環が生まれます。その実現に向け、まずは、**まちの魅力や流行に敏感な女性の情報発信力を活用し、本市に暮らす魅力などについて、幅広く情報発信できる仕組みを構築**します。(重点 P61)

③働く世代や子育て世代など、各ターゲットのニーズに応じた手法で本市の魅力や情報を発信していきます。(重点 P19) また、特に若い世代・若い家族に選ばれるまちとなるために、これらの人たちが求める情報を得やすくするため、インターネット環境や SNS などをさらに活用して情報発信を充実します。

本市のシティプロモーションイメージ



#### (2) 名古屋都市圏などをターゲットとしたシティプロモーション

東京・名古屋・大阪の三大都市圏の中心に位置する名古屋を情報発信拠点とし、多様な媒体を活用して本市の魅力を広く拡散するため、専門性を持った人材によるメディア等とのネットワーク構築を図り、即時性を持った情報の収集と発信を行います。また、本市と名古屋都市圏などを結ぶ交通・輸送事業者との連携を図ることで、交流人口の増や移住に向けた PR を促進するとともに、本市の存在感を高めるキャンペーンの実施に取り組みます。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	・行政と連携・協働し、企業の CSR など、それぞれの主体が有する資源、ノウハウ、ネットワークを活用したシティプロモーションを行います。
-------------------	--

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
名古屋都市圏における暮らしやすい都市イメージ	名古屋都市圏在住者による暮らしやすいイメージの都市としての本市の順位	13位 (平成 29 年度)	5位 

**【基本的政策】 スマート自治体の実現****1 目指す姿**

- (1) AI（人工知能）・RPA（ロボットによる自動化）や 5G（第5世代移動通信システム）などの最先端技術を活用した「スマート自治体」へ転換し、効率的でより迅速に、質の高い行政サービスの提供が実現している。
- (2) 官民データ（自治体や民間が保有しているデータ）の公開により、行政事務の効率化が図られるとともに、新たなビジネスの創出や新たな官民連携による手法が確立され、様々な地域課題が解決されている。

**2 現状と課題****(1) 最先端技術を活用した行政事務の効率化**

職員の単純・反復の要素を占める事務作業の割合が依然として高く、この部分への人材や財政投入が大きいため、企画立案や市民サービスの質の向上に向けた業務に十分注力できていない状況にあります。また、社会制度変更の度、情報システムが複雑化してきた結果、人的・財政的負担が大きくなっています。

将来にわたり、本市が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、市民福祉の水準を維持するためにも、AI・RPA や 5G などの最先端技術を活用して行政事務の効率化を追求する必要があります。

**(2) 行政手続の利便性向上**

申請手続や各種証明手続など市民に身近な行政手続の多くは、市民や企業等が来庁して行うことを前提に構築され、原則、紙による申請を必要としているため、市民や企業等の負担になっています。これらの手続においては、ICT 等の積極的な活用により手続方法を簡素化し、市民や企業等の利便性の向上を図っていく必要があります。

**(3) 地域課題の解決に向けた情報の利活用**

人口減少や超高齢化社会の進展に伴い生じる様々な地域課題に迅速かつ的確に対応していくためには、最先端技術を活用した地域活性化や都市の魅力創出など、これまでにない新たな事業展開や課題解決方法の構築が求められます。

一方で、行政機関が保有するデータについて、目的外利用の禁止やプライバシー保護の観点から、活用範囲が限られているものも多く、民間が必要とし、求めているデータの提供ができていない状況にあることから、事業者等との適切な役割分担のもと、情報を利活用するための新たな環境を構築する必要があります。

### 3 展開する施策

#### (1) AI・RPA等の活用促進及び情報システムの最適化

- ① AI・RPA等の最先端技術の利活用により職員の働き方改革を進め、職員でなければできない、より価値のある業務に注力することで、市民サービスの質の向上に努めます。
- ② 硬直化・複雑化してきた情報システムを見直し、業務の共通化・標準化による情報システム全体の最適化を行い、システムのカスタマイズなどにおける重複投資を抑制します。

#### (2) 行政手続の電子化とオンライン化

- ① あらゆる行政手続において、電子化及びペーパーレス化、キャッシュレス化を推進し、マイナンバーカードの普及促進とともに、マイナンバーカードを使って自宅で各種手続が完結できるしくみの提供を目指し、市役所に来庁する手間を省くなど、市民の利便性の向上を図ります。
- ② 行政手続のオンライン化を推進し、各種データを申請等の段階から電子データの形で入手・格納することで、入力や確認作業等の事務作業を省力化するとともに、AI・RPA等のICTをより効果的に活用していきます。

#### (3) 官民データ利活用による地域課題の解決

- ① 市と市民・企業等が官民データを容易に利活用することができ、地域課題への対応を連携して分析・解決できる環境を整備することにより、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図ります。(重点 P29)
- ② 市民や事業者等が、最先端技術を活用した新しい取組を享受できるよう、企業や大学等の研究や最先端技術を有効に活用した実証機会の確保に協力するなど、産学官連携による課題解決に向けた取組を、技術の進展や社会環境の変化に応じて推進します。

市民・事業者等が取り組んでいくこと	官民協働による地域課題の解決に向けた官民データの有効活用とそのデータを利活用した市民サービス向上に向けたアプリケーションの開発を目指します。
-------------------	--

### 4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
オンラインで申請可能な行政手続数	各種の行政手続について、自宅からオンライン申請ができる手続を増やす。	6件	100件 